

◎開議の宣告

○塩田勉 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◎発言の申し出について

○塩田勉 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

昨日の一般質問の中で触れられました放射能の関係について皆様にご報告する点が2点ございます。

まず、1点目でございますが、稲の葉や茎の調査についてでございます。

飼料用米として作付している部分については、その分も飼料に回すということでございまして、ホールクロップサイレージというようなことで頑張ってくださいいただいておりますけれども、横手市内4カ所、金沢地区3カ所、平鹿地区1カ所、これにつきまして県で調査済みでございまして、不検出ということになってございます。市内にはこのほか十文字と雄物川にもホールクロップサイレージを多く行っているところでございますので、この2カ所につきましては市で独自に調査をする予定でございまして、結果ができ次第、議員の皆様にもお知らせいたしたいと思っております。

2点目でございますが、キノコの原木汚染の関係でございます。

これにつきましては、市内の6カ所のキノコセンターを調査いたしましたところ、仙北市の業者から仕入れをしておったということでございます。

この仙北市の業者が使っている原木の産地はほとんど地元のものであると。一部、ほんの一部ではありますが、仙北市に隣接する岩手県のものでありましたが、これは安全が確認されておるということでございました。

なお、市内の、個人で仕入れたものがないかについては調査中でありまして、これについても、結果ができ次第お知らせをいたしたいと思っております。

以上2点報告いたします。

◎一般質問

○塩田勉 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 播 磨 博 一 議員

○塩田勉 議長 23番播磨博一議員に発言を許可いたします。

23番播磨博一議員。

【23番（播磨博一議員）登壇】

○23番（播磨博一議員） おはようございます。本日の地元紙の朝刊1面に、なでしこジャパンが見事五輪出場を決めたというものでありました。昨日議会終わった後に、テレビでは、私は後半戦しか見なかったわけですが、終了間際に同点に追いつかれ、すっきり決めてほしかったわけですが、その後見事に出場が決定したということで、本当にうれしく思いました。昨年のワールドカップの再現で、ぜひとも、早いわけですが、金メダルを持ち帰ってもらいたいというふうに期待を膨らませておりました。本当にうれしいニュースだったというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

9月は防災の月であります。9月1日の防災の日前後に、全国各地ではさまざまな防災訓練が行われるので、国民の防災意識が高まると思います。

さて、3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生しました。余りの被害の大きさに日本国じゅうこれまでの日常生活がいかに脆弱な基盤の上で営まれていたのかを思い知らされました。同時に、大津波に襲われた三陸から茨城にかけての海岸沿いと、それによる福島原発の事故発生は、いまだにそのつめ跡を大きく残しており、被災された方々のことを思うと、だれもが手を差し伸べなくてはならないと思っ

ているのではないのでしょうか。

同僚議員の中には、何度か被災地に駆けつけ救援活動をしたということを聞いておりますが、私は消防議員連盟の研修を通して、7月20日に初めて被災地を訪れました。釜石市では津波に襲われた地域を案内してもらいましたが、余りの光景に言葉を失うほどでした。昨年、研修で宮古市に向かう道すがら通った国道沿いの地区が、跡形もなく広い更地状態になっていたのには、ただ唖然とするばかりでした。

今回の研修の目的は、釜石市においては、震災時とその後における消防団の活動について、遠野市においては、後方支援活動についてということで、両市の方々には大変お忙しい中にもかかわらず受け入れていただき、貴重なお話を伺ってまいりました。忘れないうちにといい、今回の質問に立たせていただきましたので、よろしくお願ひします。

このたびの震災において、被災地の地域消防団の活動が多くのマスコミを通じて報道されました。被災直後の住民の避難誘導、安否確認、不明者の捜索、警戒活動など、多岐にわたる活動を相当長い期間続けたとのことでした。団員の中には、みずからも被災しながらその任務に当たった方が数多く含まれていたようで、本当にその活動には頭が下がる思いです。みずからの地域はみずからが守るという当然の活動をしたのだと思いますが、住民の方々にはそのことがどんなにか心強いものであったのか想像にかたくありません。種類を問わず、災害の規模や被害の程度が大きくなればなるほど、それぞれの地域での災害への備えの程度がその後に評価されるものと考えます。防災のための備えは多岐にわたるわけですが、今回は地域防災の人的かなめと考える消防団の現状をお尋ねします。

まずは、定数に対する団員数、充足率をどうとらえているのかをお伺ひします。私は100%充足すべ

きだと考えております。

次に、被災地の例を見ると、それぞれの地域にとって友好都市の存在が大きな支えとなっているようです。釜石市の場合も、自治体関係、自衛隊、消防救助隊、警察隊、海上保安庁などの各組織の応援が全国から届いたそうですが、震災の翌朝には遠野市から5,000個のおにぎりが届き、しかも連日届いたということ、また遠く、愛知県東海市からは、翌日には毛布5,000枚がいち早く届けられたそうです。もちろん横手市の支援に対しても大きな感謝の言葉をいただきました。横手市も今冬の豪雪時には、厚木市と那珂市からお見舞いと支援物資をいただきました。言いたいことは、単位自治体の動きは非常に早く、しかも的を射た支援がされているということです。

釜石市では、今後全国の市町村と防災契約を結ぼうとしているようです。これは今回のことでいかに友好都市あるいは姉妹都市などの関係などがあったのか、そのあかしだというふうに思います。

近い将来、東海、東南海、南海地震が起こるかもしれないと言われておりますが、そのみならずこのたびの台風12号による被害など、日本全国、災害は尽きません。横手市は大災害については比較的安全と言われていますが、全くないとも言い切れません。自治体間の友好関係は本来、人、物、心の交流と思うわけで、災害時の支援を当てにしたつき合いはないのですが、釜石市の話を知ると、ふだんの交流の大切さが理解できました。市長のご見解をお伺いします。

次に、放射線、放射性物質への対応についてということですが、いまだに収束のめどが立たない東京電力福島原発の事故ですが、この影響は確実に広がり続けています。避難を強いられている周辺住民の方々は、帰れる当てというか、もしかして帰れないかもしれない不安の中に置かれ、また環境や農産物の汚染は予測もつかない事態が発生したり、現に横手市でも、保育所の事態がありました。それと相まって国の対策の遅れが震災前の原発の安全神話は一体何だったのかと、やっぱり神話でしかなかったのかと思わざるを得ません。

さて、横手市では検知器を導入して市内各所で放射線の観測を始めますが、これ自体は市民に迅速な情報を提供するという意味で、安心をもたらすと思います。まずはその運用方法をお尋ねします。

また、情報の混乱を招かないように、窓口は1本化すべきではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

通告ではこの後、農産物の検出やら、それから万が一検出された場合ということで通告しておりましたが、昨日の齊藤議員とのやりとりでわかりましたので、ここの部分は省略させていただきます。

次に、後方支援の重要性についてですが、市長は既に遠野市の活動については十分に情報を持って、内容についても承知しておられると思うので説明は省きますが、よもやと思いながらも平成19年からの構想、訓練が今回の震災ではそれが機能して、被災地の救命救急活動に大きな役割を果たしたことが、マスコミにも多く取り上げられました。また、今後検証が進むにつれ、その評価は一層高まるのではと感じております。

研修をしながら感じたことですが、仮に秋田県で大災害が発生した場合は、横手市がその支援活動の

中心になる要素を持ち合わせていることでした。県北の一部を除き、ヘリで30分で移動できる。多くの救援隊は高速道路を利用して県内に入ると想定すれば、秋田県の玄関口であり、横手インター付近にはふるさと村、赤坂総合公園を初め、利用できると思われる広場があり、全国の救援隊が終結できるスペースがあります。また、宿泊施設もあります。さらに災害拠点病院である平鹿総合病院を初め2つの市立病院があり、医療体制が充実していることなど、県内他市と比較した場合、立地的には最適と考えます。

私は、今回の遠野市の活動を見ると、大災害発生時における後方支援活動の重要性について、国のほうでも、今後何らかの動きが出てくるのではないかと想像しているわけですが、市においてもぜひ検討を重ねて構想を温め、今後、施策の上でもまちづくり、あるいは防災計画の見直しの中でも取り上げてもらいたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

次に、原付ナンバーのことですが、議会の研修で、あるいは私用などで県外に行く機会も多いわけですが、数年前からでしょうか、原付バイクのご当地ナンバーを見かけることが増えているように思っています。自動車のナンバーとは違い、そんなに目立つわけではありませんが、その分、見かけたときにはなぜかうれしくなったり、ああここにもあるのかとふうに妙に感心したりしています。7月に訪問した島根県でも松江市のプレートをつけたバイクを見かけたのですが、それは松江城をデザインしたものだそうですけれども、なかなか個性があっていいものでした。

現在、全国では28の自治体が導入済み、10の自治体が予定しているようです。東北でも例があり、山形県の天童市では将棋のこまをモチーフに「左馬」をプレートに入れています。東根市ではサクランボ、宮城県の気仙沼市ではフカヒレの産地ということで鮫、登米市ではお米をモチーフにしています。秋田県ではまだ例がないわけですが、横手市の現状を見ると、旧町村名のプレートのままのバイクもかなりあり、それはそれで結構なことですが、合併して6年近くなるので、新デザインのプレートを設け、さらなる一体感を醸し出すのもいいことではないかと考えます。さほど大きな費用は要しないと思うので、一度検討してみてもいいと思いますので、市長のご見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の震災に関連してのお尋ねでございます。都合4点のお尋ねがございましたが、まず1点目、消防団に関するお尋ねでございます。

当市の消防団員数でございますが、今年4月1日現在で2,726人でありまして、条例上の定数が3,098人に対しまして、充足率はおよそ88%であります。消防団員の人数は横手市が県内で第1位でありまして、2位の秋田市の2,000人弱と比べても、充実した組織であると評価をされているところであります。また、当市では8地域それぞれに消防団が組織されており、より地域に密着した活動ができています。この1年を見ましても、火災出動や捜索活動はもとより、豪雪時の地域パトロール

ールや震災時の支援活動など、延べ1万5,000人ほどの団員が地域のさまざまな防災活動で活躍いたしました。なお、消防団員の条例定数は、国の整備指針による居住地面積やポンプ装備数などをもとにした算定基準であり、合併などにより全国的に減少している状況となっております。

市では、高齢化などにより消防団員が減少傾向にあるため、各種訓練大会の実施や消防団による地域行事への貢献活動などを通じて団員確保に努めているところであります。また、市の入札で優遇措置のある、消防団協力事業所制度も浸透してきており、これまで34の事業所に登録いただいております。

今後はご提案の団員の優遇制度も含め、団員確保の具体的方策とあわせて検討してまいります。

また、消防団員の報酬等手当につきましては、合併に伴い、それぞれ最も高い地域の金額に統一し、これまで支給してきたところであります。支給額は十分でないというご意見もあるかと思いますが、みずからの地域はみずからが守るという地域自主防災のリーダーとしてご尽力いただきますことを期待し、今後も当面はこの基準で進めてまいりたいと考えております。

2つ目の質問でございます。

友好都市の現状についてであります。昭和60年に神奈川県厚木市と、また平成16年には茨城県那珂市と友好提携を結んでおります。このほか、県内12の市や県外の釜石市、北上市など20の自治体と相互援助協定を締結しております。さらには民間企業や横手コミュニティFMなどとも災害時の応援協定を結び、いざという時のために備えておるところでございます。

議員からもご指摘ございましたが、私どもも友好都市の重要性につきましては今回の大震災で痛感したところであり、今後はさらに遠くの市町村とも友好提携を結び、市民の皆さんの安心・安全を守るために備えたいと考えております。また、大きな地震が想定される地域とは積極的に友好提携を結ぶことで、災害発生時に素早い支援が可能となり、こうした全国的な視野でのネットワークづくりにも着手したいと考えております。

さらにスイカの輸送に活用し、利便性の高さが確認されたフェリーにつきましても、道路が寸断された際には災害時の物資輸送に利用できる可能性が大きく、船を使った災害応援対策も検討していきたいと考えております。

こうしたことから、ふだんからの交流が大切であり、平時から友好都市とさまざまな連携や交流を図ることでお互いの理解を深め、新たなビジネスチャンスの創出にもつなげていければと考えております。

3番目の放射線、放射性物質への対応についてでございます。

窓口は生活環境課で行っておりますが、放射線の問題は広範囲で、かつ多岐にわたって影響を及ぼしていることから、庁内関係課11課による連絡調整会議を設置し対応を協議しながら、詳細な対応は各担当課で行っております。

これまでの対応につきましては、放射線測定機器の購入、放射性物質が検出された腐葉土への対応、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定、水道原水と下水道汚泥の測定、野菜や果実等の農畜産物の

安全性の確認検査、また学校関連施設のプール水や大気中の放射線量の測定を実施してまいりました。

これらにつきましては、いずれも不検出あるいは問題のない数値となっておりますが、9月5日より測定を開始している子育て関連の56施設につきましては、1施設の保育園の芝生付近から、県の基準を超える放射線量が検出されております。

この事案については、先日ご報告いたしましたとおり、張り替えした芝生に原因があったため、休園措置をとり直ちに対象となった芝生を撤去してその後の放射線量を測定したところであります。その結果は速報値であります。0.03から0.05マイクロシーベルトであり、通常の放射線レベルに直っております。昨日、対象の施設に入園されている児童の保護者を対象に説明会を開催し、本日より園を再開いたしております。

これまで44の子育て関連施設の測定を実施し、他の施設は速報値で0.02から0.06マイクロシーベルトであり、通常の放射線レベルであります。

今後の対応につきましては、県などの指示を仰ぎながら適正な対応に努めるとともに、今後の大気測定に関しましては、引き続き9月下旬に8地域を測定する予定としております。10月からは市が購入する3台の測定器を使って、東部、南部、西部の3地域、これは横手消防署、十文字分署、雄物川分署を想定いたしておりますが、において、毎日1回、市の職員が担当して測定することとしております。また、小・中学校や保育所、幼稚園等においても月1回、市の職員が実施することとしております。さらに市民からの測定要望などにこたえられるよう、生活環境課にもう1台測定器を配置する予定となっております。測定結果につきましては、これまでもホームページ上で公表しておりますが、市報やFMも活用しながら、多くの市民に情報が伝わるよう、随時更新して公表してまいります。

4番目の後方支援についてでございます。

横手市は、雪害では災害援助協定によるご支援をいただき、東日本大震災では、現在も被災地への支援活動を続けております。この経験を生かし、近隣自治体への支援体制を検討してまいります。ご指摘のように、横手市は内陸直下型地震の想定はあるものの、雪害を除いては災害の少ない地域であります。こうした自然環境に加え、太平洋側地域と接し、県内各地への交通網の要衝として地理的条件も整っております。また、秋田県の県南災害備蓄倉庫もふるさと村近くに設置されているところであります。今後、地域防災計画の見直しを進めていく中で、広域災害時の支援拠点としての位置づけを視野に入れ、検討を進めてまいります。

大きな2つ目の原付ご当地ナンバーの導入についてでございます。

議員の提案されましたご当地ナンバープレートは、市民の一体感を醸成し、かつ当市をアピールすることができるいいアイデアだなど思っている次第でございます。

当市は小型特殊自動車、50ccまでと90ccまでの原動機付自転車、125ccまでの自動二輪車の4種類のナンバープレートを交付しており、既に1万枚が交付済みであります。そのうち、原動機付自転車等の2輪車に交付済みの枚数は約4,000枚であり、年間の新規交付枚数は二百数十枚となっております。新

しいナンバープレートの製作にかかる経費については、マスコットのデザインを入れると、現在の購入価格より1枚当たり50円ほど高い200円前後となります。また、ナンバープレートの形を変えることも考えられますが、その場合、型の制作費として別途60万円程度必要になります。

現在、秋田県内でご当地ナンバープレートを交付している市町村はございませんので、仮に導入すれば注目度は高いものと思われます。今後ご当地ナンバープレートの導入につきましては、どのような図柄が市民に親しまれるか、観光客にアピールできるかなど、いろいろな角度から検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○塩田勉 議長 23番。

○23番（播磨博一議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、消防団のことでございますけれども、定数に対しての団員数が不足しているというふうに話がありました。でも、秋田県では充足率が高いということで、市民の方の安心をもらえているのではないかなというふうな説明だったと思います。

ちょっと話がそれますけれども、昨日県の消防訓練大会で十文字消防団の第3分団が自動車ポンプで第2位と、それから山内消防団の第1分団、これが小型ポンプ操法で第3位、総合で横手支部が2位ということで、大変な訓練のたまもの結果だというふうに思いました。敬意を表したいというふうに思います。そうした消防団の成績といいますか活動を通して、これは市民の皆様大きく伝えたいと思いますし、市民の方々もそういう評価をいただけるものというふうに思います。

それは置きまして、私、昔、議員になりたてのころに、定数の問題で町の消防団長のお話を聞く機会がありまして、そのときには消防団の定数の意味というのは、その町、旧町村ですけれども、その地域の事情に合った団員数が定められている。定数には意味があるんだというふうな話を伺いました。今の市長の説明ですと、国のほうの基準の中で決められているというふうなお話でしたけれども、そういう決め方も当然あると思います。現在の横手市の定数はそういった形の中で決められているのかもしれませんが、それにしても、やっぱり89%の充足率をどうとらえるかというふうな話ですけれども、市長とは私とちょっと見解が違うように感じました。

やっぱり今回のような大災害の場合には、とにかく人手が足りない、何ぼあっても足りないという状況の中で、消防団が本当に過酷な活動を続けたということでした。現場の消防団の方々の中には、この活動がいつまで続くのか、とにかくやりたいことはわかっているけれども、当てが見えない、先が全く見えない中での非常に厳しい条件の中での活動を果たして続けられるのかどうか、あるいは部下にそれを指図しながら本当にいいのだろうかという、幹部の中にはそういったジレンマといいますか、葛藤があったように聞いております。やっぱりどういった形でもいいから、とにかく団員が充足されていればいいのではないかなというふうに感じてきました。

このごろは勤めとの関係とかいろいろ職業の関係で、団員の数が非常に少なくなってきたおとし、また

団員の勧誘についても非常に難儀しているというのは重々わかるわけですので、まず1つは、団員の募集というか勧誘に対して、余りにも現場任せというか、現場の分団に任せっきりなのではないかなというふうな感じをしております。つい最近までは、自分がやめるときは、後任の団員を見つけてそれを補充してまずやめるというようなシステムがあったように思いますけれども、このごろはそれもままならず、やめる人の補充がなかなか現場ではつきにくいというふうな現実があります。もう少し市の関与がそこにあってもいいのではないかなというふうに思うわけです。いろいろ質問の中では、聞き取りの中で提案したわけですが、そういったことも含めまして、市は積極的に団員の勧誘にもっとてこを入れるべきでないかなというふうに考えます。その点をまずお伺いします。

それから、その団員の勧誘に当たりまして、正規の団員でなくて、いろいろこの団員の中には、例えば機能別団員とか、あるいは女性団員とかいうふうな分け方があるようではございますけれども、そういった方々の団員の勧誘といたしますか、そういった形での100%補充ということもあり得ると思います。その辺のご見解をお伺いします。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 団員の充足率を100に近づけることに消極的にとられたとすれば、大変申しわけなく思います。そういうことでは決してございません。ただ、全県的に見ても、どこの消防団も難儀しておるのは数値が示すところでありまして、当市の88%というのは全県的な平均的なところでございます。いいところもあれば悪いところもあると、みんな難儀しているんだなというふうに思っているところでございます。

ご指摘があった機能別団員だとか、あるいは女性の団員等についても、これはいろいろ実践検討しているところもありますし、取り組んでいただいているところもあります。これはこれで推し進めなければならないことだなと思っております。ただそういう中で、やっぱり議員も触れられましたけれども、消防団員になり得る地域の絶対数が減っている中でありまして、そういう意味では大変難しい募集活動になっていることはご理解いただけていると思います。

これについて市として取り組むべきことについて、何点か聞き取りの中でお聞きいたしておりますけれども、そのことが消防団員になり得る方の動機づけになるのであれば、やっぱり積極的に検討しなければならないだろうと思っておるところでございます。

ご提案いただいた部分については、団員充足のために資する施策としてどうかということ、我々内部でもうちょっと真剣に考えてみたいなというふうに思っている次第でございます。そういう中で、少しでも充足率が100%に近づけるように頑張りたいと思います。

○塩田勉 議長 23番。

○23番(播磨博一議員) ぜひ100%に、市長も私と同じ気持ちだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、友好都市関係のことでございますけれども、今回釜石市にお伺いしたときに、友好都市、遠野

市も含めてですけれども、友好都市の、あるいは災害協定を結んで何らかのおつき合いのあった都市、あるいは企業とかいろいろな団体を含めてですけれども、非常に動きが早くて本当に助かったと、生の本当に実感のこもったお話でした。逆に県あるいは国の対応が非常に遅く、全く、何と言いますか、現場の動きに沿っていなかったと、非常に最初聞いたときはびっくりしたわけですが、釜石ではそういうふうなお話も伺ってきました。非常に動きが早かったのはやっぱり自治体だったというふうなことでした。多分どこの自治体もそうだったと思いましたが、自分たちのところに置きかえてそういった判断が働いたのかなというふうに思いますけれども、とにかく何かをしなければならない、相手はどういうふうなものが不足なのかどうなのか、それをやっぱり自分たちの身に置きかえた中での行動だったというふうに感じました。

そういった形で自治体関係のつき合いの大切さといいますか、重大さがとにかく身にしみてわかったということで、今後釜石市では積極的にということでしたけれども、横手市においてもやっぱり例があったわけです。

現在横手市では、厚木市と那珂市さんと正式な協定締結を結んで友好都市の関係をしているわけですが、旧町村の合併前には、これに加えまして旧大雄村で茨城県の新治村とそういう関係があったそうですし、また大森町では、友好関係の締結までは至っていないそうですけれども、東京都の大田区大森地区との関係が今でも交流があるそうですし、旧増田地域では、東京都の世田谷区とそういった関係をつないでいるといいますか、そういった関係でおつき合いがあるということでした。

こういった全国とのつき合いを、市長の答弁の中でも今後積極的にというようなお話ありました。質問の中でも申し上げたとおり、災害の場合の支援を当てにしたということでは当然ないわけで、ですけれども、現実にはそういったことも重要な一つのつき合いの中には含まれているんだという大きな要素だというふうに思います。横手市は災害はとにかく少ないという形の中では、どちらかという、そういういった災害の場合は、支援する立場の場合が多いかと思えますけれども、やっぱりここは懐を大きく持って、そういうことも含めまして、市長がおっしゃった物産なり、あるいは人の交流、そういったものを積極的に思いますが、予算的にはどうなのか、いわゆる費用対効果という部分ではどうなのかと思えますけれども、いろんなつき合いというのは、例えば焼きそば関係の、あるいはB-1関係の市町村とか、そういった形でいろいろ窓口はあると思えますので、そこら辺、市長、積極的にやる気があるのかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先ほどの答弁でやる気を示したつもりでありましたけれども、伝わらなかったようで恐縮でございます。

今ご指摘あった焼きそばだとかそういうB-1グルメ関係もそうでありますけれども、例えばそのほかにも福祉だとかあるいは市街地再開発の仲間とか、水の川にかかわる仲間だとか、あるいは市長・村長がとにかく勉強する会の仲間だとか、結構広範多岐にわたるネットワークが今現在ございます。その

中にはもちろん物産にかかわるものもあるわけですが、そういう切り口はさまざまでありますけれども、そういうネットワークを防災という切り口でもう一つつないでみようというのを考えているところでございます。

ただし、議員もご指摘あったとおり、平時がどうかということも大事でありますので、ネットワークのメンテナンスという観点からも、平時のつき合いをそれぞれがそれぞれの、何と申しますか、共通する部分においてメンテナンスすると。B-1焼そばであってもいいだろうし、福祉であってもいいだろうし、さまざまな切り口あると思いますけれども、そういう取り組みをこれからの中で、総合防災の実を上げる形で仕上げたいと思います。

以上であります。

○塩田勉 議長 23番。

○23番（播磨博一議員） いろんな形でそういう交流を深めていただきたいというふうに思います。

放射線のほうに移ります。

いみじくも、出なければいいなと思っていたわけですがけれども、保育所で放射線が検出されたというニュースがありました。原因が特定されてその原因を除去したということで、保育園のほうは再開したようで、大きな影響がなくてよかったなというふうに思うわけですが、今回のように原因が特定された場合は、それはそれで結構なことですが、今回の場合は窓口が子育て支援課、いわゆる健康福祉部の担当になるわけですし、また学校でそういった場合は教育委員会、あるいは農産物の場合は産業経済部、そして水から出たとかとなると上下水道部になろうかと思っておりますけれども、とにかく原因が特定されてはつきり対処できるという形であれば、担当の部署でも結構だと思いますけれども、例えば空気中から検出されたとか、あるいは水から検出されて原因が特定できないというふうな大きな事態になった場合は、当然、環境課とかあるいは上下水道部では全く対処できないような形になっていくと、そういうふうな大きな影響が出てくると思います。そういった場合においては、やっぱり説明では担当の関連の11部署から成る会議と申しますか、そういう組織をつくったということですが、それは指揮をとる部署というのは、その後、総務企画になるのでしょうか。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 先ほども市長が申し上げましたが、今回の放射能につきましては広範多岐のわたっておりますので、庁内に11課による連絡調整会議を立ち上げております。当初は危機管理が所管しておったわけなんですけど、中身あるいは県・国等の流れから生活環境がベターだということで、今先ほど申し上げましたように生活環境を窓口にして、それぞれの課が連絡調整会議で得たトータルな情報をもとにそれぞれの課が動いて、再度その結果を全体会に集めて話し合うという手法をとっております。今議員お話のように、新たな、また別の問題が発生したというときには、真っ先に担当するのは総務企画の危機管理でございますので、危機管理を最初の窓口にして、その後は状況、内容、実態に応じて、随時臨機応変な対応をとっていくということで臨んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

す。

○塩田勉 議長 23番。

○23番（播磨博一議員） 昨日の齊藤議員とのやりとりの中で、いろいろ農産物に検出された場合というふうなお話がありました。幸い、市においてはそういった事例がないということで非常に安心したわけです。米についても12日に結果が出てくるということで、これも不検出であればいいなと思っております。

この後、いろいろ果樹関係も収穫時期に入りまして、市内の農産物が出そろうという形になりますけれども、それも不検出になってほしいわけですが、そういった全部が不検出と、いわゆる横手市産の農産物が安全だということが確認された場合、ホームページあるいはFMなりで公表しているということですが、もうちょっとアピールを、もっともっと安全だという部分のアピールを積極的にやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。FMといっても市内にしか聞こえないわけで、ホームページもある意味見る人は限られるのかもしれませんが、もっともっと全国発信ができるようなイベント的なものとか、あるいはマスコミさんにももっと乗ってもらえるような、そういった形の中で動く必要があるのではないかなと思いますけれども、その辺のご検討なりがあるのかどうか、お願いいたします。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 産地としての横手市が極めて安全だということにつきましては、今議員が提示されたような、全国的に大きな媒体に乗ってということももちろんあると思います。それは非常に大きな効果が上がるものだと思います。ただ、我々がそれをいきなりどういう形でやるかというのは、なかなか思案にあぐねているところがございますので、結果としてそうなるような努力をこれからしていかなければならないだろうと思っております。

地元で開催されるさまざまな食に関するイベントがこの秋ございます。こういうときに安全だということの宣言をしっかりとその会の中で徹底することもその一つだと理解しておりますし、もっと具体的に言えば、横手市産の農産品、農産加工品を扱っている全国、全世界のと言えればオーバーであります。お店の方々に、我々の情報がタイムリーに届くことが最も大事だろうと思っております。店頭にあることは安全宣言でございます。そういうふうなことの努力は、やはり地味でありますけれども、しっかりとしていく必要があるだろうと思っております。マスコミ等と報道機関の方に協力いただく部分についてはぜひ重要性を感じておりますので、新たな知恵が出ないか、シティプロモーション担当とよく相談して検討してまいりたいと思います。

○塩田勉 議長 23番。

○23番（播磨博一議員） ぜひご検討いただきたいというふうに思います。やっぱり農家の方々、とにかく出ないというふうな形、もういちずな、それだけありますけれども、出なければ出ないでよかったということですし、その後続くものも当然期待していると思いますので、よろしくお願

たいというふうに思います。

次に移りまして、後方支援のことですけれども、遠野市の活動を、研修に行く前ですけれども、余り何といたしますか、重要性といたしますか、意味がわからずに出発してしまった、私なりには部分がありまして、非常に反省をしております。これほど大きな活動といたしますか効果といたしますか、実際に起きた場合の対応のすばらしさというのを本当に身にしみてお話を伺ってきました。

大きな地震だったものですから、遠野市においても非常に損害があったようです。市役所の庁舎そのものが地震によりまして、中央館というところだそうですけれども、全壊して使えなくなったり、市内においても総額で30億円程度の損害があったようで、市民生活にも非常に大きな影響が、被害があったという中で、沿岸地方の被害の大きさを知ったときに、当然自分たちのことはそれなりに対処されたと思います、したそうですけれども、それと同時に、沿岸地方の援助に当たる方々を受け入れたり、あるいはみずからもいろんなおにぎりとか支援物資を届けたりというふうな、うちにも外にも気配りをしながら、それから迅速に対応できたということが非常に驚きでした。みずからも、それこそ市役所がつぶれるぐらいの被害を受けながら、何でこういうことができたのかなというふうな思いでした。

市長が、遠野市の市長は平成19年からそういったことを想定した訓練を二度ほどやったそうです。当然周辺の沿岸部の市町村とのつき合いの中で、遠野市は、もし万が一そういった災害が起こった場合は、遠野市が後方支援のかなめになるというふうなことを説き回って、いろんなそういった後方支援の協定を沿岸の各町村と結びながら訓練をし、そしてまちづくりにおいても、そういった施設を整えるようなことを構想をもって県・国なりとも協議をしたそうです。形になった部分というのは余りなかったそうですけれども、実際は震災の場合には本当にその訓練が生きたと言っていました。

もちろん全国から自衛隊やら警察やら一気に遠野市というよりも岩手県を目がけて入ってきたそうで、遠野市に一たん集結して、そこからいろんな被災地に分かれていく、そういった交通整理といたしますか、どこに行けばいいとかという割り振りなりを全部その場所でやったそうです。そういうスペースも用意されたそうですし、とにかく全国から集まった救援隊を受け入れるだけのキャパなり能力があったということで、非常に遠野市というのは余り大きな町ではないわけですけれども、それをやり遂げたということで、今後検証が進むにつれて、やはり大きなお手本になるのではないかなと思いました。

横手市でもやっぱりそういう地理的条件なりいろいろなものを見ますと、やれるなと思いました。秋田県でそういう災害が起こるかどうかは別としても、そういう備えは近隣の市町村とも連絡をとりながら準備するのが、もしかすれば横手市の役目なのかなというふうな思いもしてきたわけですが、当然近隣の市町村との交渉事になろうかと思っておりますけれども、そういった部分も含めまして、まちづくりというものに生かせないものかなというふうな感じをしてみました。

交通の便についても横手市は悪いわけでも、むしろいいほうだと思いますし、震災で高速道路はとまったわけですが、高速道路そのものが通れないという状況ではなかったように思いますので、そういう意味では道路から入ってくると思います。例えば横手から北上の秋田道、それから大曲までの高

速、それを横手市がそういう後方支援の基地になるというふうなことをもって、例えば4車線化を早急に進めるとか、あるいはこの前の決算委員会でちょっと話出ましたけれども、横手の体育館、ちょっと狭いということで、もし仮に改築とかある場合は、やっぱり体育館の機能のみならず、物資の貯蔵とかあるいは仕分けとか、いろんなそういう機能を持たせた形の中で、建設といいますか、そういった形を持った建物を構想して国なりと折衝するとか、そういった形でまちづくりなりそういう中に生かせるのではないかなというふうに感じてきたわけですけども、そういった点について見解はどうでしょうか。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私も、震災起きてほどなく遠野市、釜石市に行きまして、遠野の市長からも今のお話を聞きまして、その炯眼というか先を見据えた、あるいは遠野市という立地をよく考えたすばらしい計画を持っておったと、驚嘆をした次第でございます。

本当のところいろいろ聞きましたら、残念だが岩手県庁はそういう計画に大変冷淡だったそうであります。しかし、自衛隊の東北方面の総監が理解を示したということで訓練ができた。訓練ができたおかげで、いざあったときにはどこに自衛隊の車両が置けるかとかいうのがわかった、これが最大のポイントだったようであります。

そういう意味では、私どもも例えばの話でありますけれども、日本海に大きな地震が発生して津波が襲来するとなると、日本海側の都市は相当の被害を受ける可能性があります。そういうときに内陸としてできることはちょうど遠野と同じような位置関係にありますので、これはいろいろお役に立てることがあるだろうと、そのように思ってこれからの計画の中に盛り込みたい。ただしこれは県との相当な連携がなければいけないということがございますので、それを念頭に置きながら。

またこれも的確にご指摘をいただいた、例えば道路の整備、高速道路の整備、あるいは物流の整備、ストック機能の整備等々についても、これは一つのきっかけになるだろうというふうに私もひそかに思っておりまして、そういう意味では、これを機会に横手市の防災支援拠点としてのまちづくりということでも頑張れる機会になるのかなと思っておりますので、貴重なご意見をいただいたこと、感謝申し上げます。

○塩田勉 議長 23番。

○23番（播磨博一議員） 今の話、市長と共有できたということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、この原付ナンバーですけども、それなりの費用はかかるわけですけども、できるだけかけない方向でもできると思っておりますので、デザイン的にも例えばいろいろ公募する中で、我が横手市を全国に、横手市ではこういうふうな公募していますというふうな形の中では、全国に横手の名前も売れるといたしますか、知ってもらえる機会になるのでないかなというふうに思っておりますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

終わります。

○塩田勉 議長 暫時休憩いたします。
再開時間を11時5分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 立身万千子 議員

○塩田勉 議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

私は今回、高齢になっても安心して暮らせる横手市をつくるためにというテーマで一般質問をします。私たちの住む横手市では、いよいよ実りの秋を迎えました。冬の雪害から大震災、そして原発の影響が農作物を中心に増大し、関係者や市民の間には不安が大きく広がっています。そして一昨日来報告、質疑があったとおり、保育園の芝生から、ついに高い放射線量が確認されました。子どもたちの健康面を第一に保護者への対応、園側への対処、施工業者への指導と、緊急な課題が続出しています。これには国が基準値を明確にしてこなかったことが根源にあると思いますが、その肝心の国では、新しい首相が復興の名のもとに増税路線を打ち出しました。担税力が限界に来ている国民は気の休まる暇がなく、政府の中でさえ増税に慎重論が出るというありさまです。お隣の県では、今もなお自宅や施設を流され、瓦れきの撤去も進まず、孤独な仮設住宅や心の休まらない避難所での暮らしを、人々が強いられています。

せっかく生かされた命を守る、住民、国民の福祉を第一に考えるべきときに、高齢者福祉の分野で国の方向性を示す動きがありました。去る6月15日、賛成多数で可決成立した改正介護保険法がそれです。極めて短時間の審議を経たのち、7項目の附帯決議については全会一致で採択された、この改正法は、高齢化が急速に進む横手市の施策に大きく影響を及ぼす問題と受けとめて、改正法がはらむ問題に絞って私は質問します。

今回の改正法の特徴を端的に言えば、市町村の裁量に係るサービスが多くて、したがって市町村が占める役割と責任が非常に大きくなっていることです。折しも横手市ではこの改正法施行と同じく来年4月のスタートを目指して、第5次介護保険事業計画高齢者福祉計画を策定しつつありますが、国の法改正への動きを見据えながら、横手市も計画策定を進めてきたものと、私は理解します。

そこで、この改正法に関して危惧される次の点について横手市の姿勢を問うものです。

1点目は、要支援者の処遇にかかわる介護予防、日常生活支援総合事業です。

そもそも施行開始以来10年を過ぎた介護保険制度は、改正のたびごとに制度が複雑化して利用しにくいものになっているというのが、利用者や介護スタッフの共通認識となっています。

要支援認定者に限ってみると、2006年の改正で新設された事業で給付の制限が図られたのに続いて、今回はさらなる新たな事業の新設によって、介護保険給付から外される危惧を生じています。介護保険に該当しない高齢者と一くくりでこの総合事業に組み入れられる要支援認定者へのサービスや料金は、すべて市町村が決めることになるということから、横手市ではこの総合事業をどのように位置づけ、要支援認定者のサービス要望にどのような枠でこたえるのかを伺います。

2点目は、医療職ではない介護職員による医療行為の解禁について質問します。

介護職員による喀たんの吸引は、病院への入院期間の短縮で、重症化した特別養護老人ホームの入居者に対し、看護師不足を補うために当面やむを得ない措置として認められてきました。今回は在宅のALS、つまり筋委縮性側索硬化症の患者などに限定していた喀たん吸引を、在宅要介護者の訪問ヘルプやほかの施設にも拡大し、法制化をするものです。これは在宅障害者の団体などから要望はある一方で、医療関係者、そして介護職員双方から強い懸念が出されています。

介護現場での慢性的な人員不足、安全性の確保、そして一たん事故が起きた場合の責任、介護職の専門性の否定につながるおそれなど多くの問題があって、介護される本人はもちろん、家族の不安は非常に大きいものです。市は安全管理体制の整備を国に強く要望するべきであって、それと同時に、市内に潜在する看護師の力をかりるなどの施策が急務と思われませんが、市長のお考えを伺います。

3点目は24時間地域巡回型訪問サービスについて質問します。

このサービスを、地域で暮らし続けたいとの願いにこたえるための目玉だと、厚生労働省が自負しています。入院から在宅への流れを強めて、重度高齢者の在宅介護を目指すものですが、その実施にはさまざまな矛盾を抱えています。

この介護報酬には、対象者の利用状況で金額が変動するのを避けるために、特別養護老人ホームのような包括定額方式が適用される見込みとなっています。となると、事業者側から見れば、採算上の理由でサービスの提供を控えたり、またこうしたサービスを必要としない軽度の利用者を逆に選択するといった傾向さえ出てくるという懸念があります。

さらに24時間サービスというのは採算面が期待できず、参入する事業者が果たしているのか、そういう疑問の声があるために、今回は複数の事業者が競合しないように、市町村が公募を通じた選考で事業者を指定できると法律を改定しました。

全国に展開している大手の事業所が指定を受けた場合、地元の中小事業所は経営が難しくなり、大手の独占化、寡占化が進んで、利用者の選択肢がなくなるおそれも出てきます。そしてその大手が、採算が合わないからと撤退したら、利用者や家族に安心の保障はありません。

介護給付の枠の、これだけしか枠がないわけです。その中で国が進めているように、24時間サービスを優先すればほかのサービスはどんどん抑制されていきます。そのために、今の横手市では200人以上

の待機者がいる特別養護老人ホームの建設が滞ってしまう、そういう口実になりかねません。

介護保険事業の円滑な運営を計画の大きな柱とする横手市として、このように不安材料の多い24時間地域巡回型訪問サービスを実施するという国の考えに対し、どう対処されるのでしょうか。

最後に、市長が今回新たな施策として説明された市民後見人推進事業について伺います。

これは改正法の附帯決議に盛り込まれました。今年度、当市を含む37自治体でモデル事業を実施して、3年後には全国で市民後見人を育成する仕組みをつくるというものです。

今から4年前に、成年後見支援センターを設置した大阪市では、弁護士さんなどの、講習を終了した市民が後見人バンクに登録し、家庭裁判所の依頼を受けて、そのセンターが後見人を推薦するという仕組みだそうです。現在141人が登録して、そのうちの51人が無報酬で後見人になり、市民感覚で生活状況を見ることができると評価されています。けれども、さわやか福祉財団の堀田力理事長は、人の財産管理はボランティアの仕事ではないと、仕事に見合う報酬にする必要性を指摘されています。

市長は全国に先駆ける先行自治体として、どのようなお考えでこの事業に望まれますか。

以上で私の一般質問は終わりますが、そもそも今回の法改正に当たって国民が求めたのは、高い保険料を払い続けても必要な介護を受けることができないという制度の見直しであって、介護職員の労働条件を改善し、深刻な人材不足を早急に改めることだったと思います。しかし、介護職員の給与を月額1万5,000円アップさせるとして設けられた介護職員処遇改善交付金は今年度で終了するために、今、交付金の継続、強化が強く求められています。

横手市の有効求人倍率は依然低迷状態です。雇用問題解決のためにも、国の責任で労働条件の改善を行うよう政府へ要請するとともに、横手市が目指す将来像としている、市内に暮らすだけでも未来へのきずな、地域のきずなを深め、ともに支え合う、助け合う地域社会を実現するために、市長ご自身が陣頭指揮をとられることを切に要望して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、介護保険法制度改正の中の部分について私の考えをお尋ねいただきましたので、これについてお答え申し上げたいと思います。

ご質問は、6月の介護保険法改正のポイントに係るものでありまして、市の第5期の介護保険事業計画を策定する上でも重要なものだというふうに認識いたしております。

まず、1つ目の介護予防、日常生活支援総合事業についてであります。この事業は、要支援者や介護予防事業の対象者に対しまして、介護予防や介護予防のケアマネジメント及び市が必要と判断する事業を総合的に行うことができるように、第5期から新設されるものであります。

この総合事業とするか、それともこれまでどおりの地域支援事業とするかは、市の判断にゆだねられますが、その判断は第5期において必要とされる事業が具体的に出そろってからのこととなります。個々の事業につきましては、今後、介護保険運営協議会で審議いただき、その上で決定することとして

おり、今はまだどちらを選択するか判断できる段階ではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、この項の2つ目、現行の要支援者が介護給付外と判定された場合の取り扱いについてですが、市が総合事業を選択した場合に、利用者の意に反する事業選択がなされることへのご心配かと思われま。この点に関しましては、6月の介護保険法改正の折りの附帯決議の中にも、その創設においても、要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択、利用する意思を最大限尊重するとあります。市としても制度設計とその運用に当たっては、何よりも利用される方の意思を最大限尊重して望んでまいりたいと考えております。

2つ目の介護職員による医療行為の解禁についてでございます。

これまで医療行為該当として原則、医師や看護師という専門技術を有する者にのみに許されていたたん吸引などの行為が、来年4月から介護職員にも認められるようになったところであります。この背景には全国的な看護師の不足がありますが、本県の7月の有効求人倍率を見ても、看護師、保健師などについては県全体では3.12、横手市でも3.05と、人材確保が非常に厳しい状況になっております。このような状況にかんがみ、急を要するサービス利用者への対応策として今回の法改正が行われたわけですが、何よりも優先されるべきはサービス利用者の安全確保であります。実施に当たっては介護職員が実地を含む研修を受け、事業所には県への登録が求められるなど、より安全な行為が行われるように配慮されております。市といたしましても県と連携を図りながら、介護現場で適切な制度の運用が行われるように実地指導などを行うとともに、でき得る支援策を検討してまいります。

3番目の、24時間地域巡回型訪問サービスについてでございますが、これは在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護、看護サービスを、利用者の日々の生活状況に応じて包括的かつ継続的に提供するものであります。以前、社会福祉協議会で夜間の訪問介護サービスを実施しましたが、冬期間の除雪の問題や、介護者の安眠妨害ということから利用希望者がおらず、事業は継続いたしておりません。また、平成22年度中にも第5期計画策定に向け、国のモデル事業として、このサービスの実施について募集があったわけですが、応募事業者がありませんでした。以上のことから、広範囲で豪雪地帯という当市の条件下で参入する事業者があるかどうか考えると、実施については非常に厳しい状況になると認識いたしてあります。

4番目の市民後見人推進事業についてでございます。

これにつきましては、認知症などによって判断能力が十分でない方の権利を地域住民が守ることを目指すものであります。具体的な事例としては、日常的な金銭管理や介護サービスの利用手続などを支援する活動が考えられます。今年度は、市民後見人制度についての周知と市民後見人となるための研修活動に重点を置き、基礎養成講座や事例検討会などを開催したいと考えております。平成24年度から市民後見人を確保できる体制を整備するため、研修、講座のあり方や名簿への登録、家庭裁判所への推薦、活動に対する報酬などの具体的な内容について検討をしてまいりたいと思っております。

以上であります。

○塩田勉 議長 7番。

○7番（立身万千子議員） 答弁ありがとうございます。

市長の答弁を伺えば、予想どおり、第5次計画ができてからそれを判断する、さまざまな介護保険事業計画、高齢者福祉計画のもとに予算を決めるというふうなことだと受けとめてしまいました。でもそれでは遅過ぎるので、今、私はそれを質問しているわけなんですけれども、これ、何も横手市だけが計画を立てているのではもちろんありませんね。改正法成立に伴って、全国の自治体で来年4月から第5次の計画、少なくとも介護保険事業計画は、そこの市町村で今策定をしている真っ最中だということですね。ということは、必ず住民のニーズ調査というのをしています。これ、ずっと前から言われているように、横手市でもいろんなアンケートをとっても、うちに帰りたい、家族も家に戻してあげたいという、家にいたい、在宅介護の希望が6割5分あります。けれども、じゃ、その介護を今実際している人が、自分が介護を受ける立場になったらどうするかといったら、施設にいたいというのがとても多い、そういう結果があります。これ横手市だけじゃないです。そのように今の介護保険制度の矛盾、今の社会の矛盾がここにあらわれていると思うのです。ですから単純にいかないということは私もわかっていますし、だからとても皆さん、当局でも非常に苦慮していらっしゃるということだと思いますが、折しも9月3日、市民医学講座がありました。初めて歯科医師会も一緒になって、医師会では在宅医療を支える人々というテーマでやってくださったということは、結局在宅の介護というのをどんどん位置づけてくださったという意味で、私は非常に評価をしたいと、ありがたいというふうに思って伺いました。

そのときにシンポジストの先生がおっしゃったのは、開業医さん、横手市にいっぱいいるけれども、10の施設しか訪問診療を今、していないということも、現状もおっしゃいました。そしてそこで端的に言ってくださったのが、今好むと好まずにかかわらず、現実として入院すれば、もうこれ以上よくはならない、病状が安定したら出されるんですね。横手病院も大森病院も新規連携室なり退院の調整なりというのを一生懸命やっています。けれども、運がよければ大森病院の療養病床か、みとりのできる施設か、その2つに行ける。それは運がよければの話であって、普通の人は結局家に帰るしかない、だからやっぱりうちで見るということがどうしても必要だということからこういうことが出てきたということ、シンポジストの方々はおっしゃいました。

国の意図というのは、介護それから医療に対するお金を抑制するという意図があるんですけども、私たちこの横手市としては市民を野たれ死にさせるわけにはいかないですね。ですから、何とかしてこの国の制約があっても、横手市でできることは何か、何ができるのかというのを今いっぱい出さなくちゃいけないと思うんです。策定委員の皆さんたちは当然法律の流れもよくご存じであると思いますし、それぞれの専門のところからいろいろな案を持っていらっしゃると思います。私たち市民も、素朴であってもいろんな考え、意見を今出さなければいけないというふうに思いまして、私、今いろいろ質問なり発言なりしているわけなんですけれども、結局、24時間地域巡回訪問医療サービスを国はやろうとし

ています。だけれども、それはなかなか難しいですね、実際に。

その中で、シンポジウムで言われたことは、在宅で何とか見ようと思って頑張った、いろいろ条件もあったし、ケアマネさんもいっぱい手だてをしてくれた、その中で自分の中にあったのが540円のお守りだというふうにおっしゃいました。結局緊急時訪問看護加算のことでした。それはこれだけじゃなくて、24時間訪問看護加算とかいろいろあります。ですから、やはり在宅で見るということはみとることですから、どうしても介護というのはイコール医療なんですね。ですから医療と介護の橋渡しをするのが地域包括支援センターの役割だというふうに、シンポジストの方はおっしゃいました。

まさにそのとおりでと思うんです。患者さんが急変するときに、訓練を受けたその訓練はたんの吸引、カテーテルの管理、いろいろありますけれども、その訓練しか受けていないヘルパーさんなりそういう人たちが24時間来ても、ドクターの指示がなければできませんよね。ドクターの指示はこれこれというふうに言っても、訓練を受けていなかったらできません。だから、そこを私は非常に危険だと思うんです。

これ、何も私一人が言っているのではなくて、国会の厚生労働委員会で参考人がそういうことを言っています。ですから、どうしてもいざとなったら看護師の資格を持った人に来てもらいたいというのがあります。それで潜在する看護師さんを何とかそこを組織できないのかということをお申し上げたんですが、そこら辺の検討をなさったかどうか伺います。

○塩田勉 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 検討したかどうかということではありますが、いずれ先ほど市長もお話ししましたとおり、後期の計画の策定途中でございますので、その策定委員会の中で、そういった議論も含めてまずは一定の判断が出るものというふうな思いをしているところであります。

いずれにしても、議員もご指摘のとおり、非常に看護師の方々の人材不足といえますか、そういったものが非常に大きくクローズアップされている現状でございます。それが結果的に在宅医療、あるいは在宅介護の大きな障害になっている状況があるわけでありまして。

しかしながら、それをただ看護師の人材不足をそのまま見過ごすわけにはいかないというふうな状況に追い込まれているという現状が、今回の法改正につながったものというふうな思いをしているところでありますので、我々としては、所定の研修ももちろんそうではありますが、市として、さらに安全な制度運営が行われるための支援については十分に取組んでまいりたいというふうな考えは持っているところであります。

以上であります。

○塩田勉 議長 7番。

○7番（立身万千子議員） 本当に気持ちはあるんだなということは伝わりました。ただ、具体的にじゃ、どうするかというほうが大きな課題なんですけれども、実際の現状を見てみると、あの時の訪問看護ステーションの看護師さんが言われたことには、横手市には3カ所しか訪問看護ステーションはないと、

横手病院、大森病院は救急外来の設備があるので、24時間じゃなくてセンターになっているということを伺いました。その3カ所のステーションもやはり非常に難しい運営を迫られているというのも、発言でありました。採算面からなかなかうまくいかないというので、ちょうど今の大震災を機にひとり開業の訪問看護というのも国では認められたんですけども、それをせば詰まっているときにはよかったな、それが認められてというところも、ネットで見ればあります。けれども、結局問題、壁というのはやはり人材不足ということになっています。そこを横手市として医療ニーズの高い利用者に対しては、何とか医療体制というのを強化してもらいたいということを策定委員会にもどんどん言いたいんですけども、皆さん気持ちはあると思うんですが、その、横手市でできる予算措置なり、例えば栄養士会さんなんかは在宅栄養士の会というのがありますね。そこで割と行政と連携というのとはとれているというふうに伺ったんですが、その看護師さん、非常に重労働だし割に合わないところもあるしというところで、やめていかれる方がいっぱいいらっしゃるというのも伺いましたけれども、そういうネットワークを組織するということはできないんでしょうか。

○塩田勉 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 実態については私どもも把握しているといいますか、そういう状況にあるわけではありますが、これを具体的にネットワーク化してさらに充実を図っていくというふうな部分でのご指摘という思いではありますが、いずれそうした方々の状況について、もう少ししっかりと、実態だけではなくて内容的なもの、その中における課題的なもの、そういったものも私どものほうでしっかり把握させていただきながら、市としていわゆる保険者としてでき得る方法、あるいは何かがないのか、そういった点についても今後ちょっと詰めさせていただきたいなというふうに思うところであります。

○塩田勉 議長 7番。

○7番（立身万千子議員） 策定委員会でも大変難しい問題だと思いますが、何とか皆さんの、私たちも含めてですけれども、知恵を集めて、前進できる方向でお願いしたいという切なる願いをしておきます。

もう一つ、結局、医療行為のことで、それから24時間巡回サービスというのは、実際できるかどうかは私は横手市でも非常に難しいというのは思います。けれども、国はそれを本当に目玉にしている、その目玉にしている中身が、ほかには市町村任せなのに、これは先ほど私が述べましたけれども、大手の産業が手を挙げる、そこでどこもないからまずそこに指定するとなった場合に、その事業所がやりやすいように、その中ではデイ・サービスなりショート・ステイなりというのを少し規制することができるという法律の項目もあったと思います。ということは、今横手市内にいっぱいそういう事業所がありますけれども、そこはもう営業できなくなるという可能性は、これはおそれじゃなくて、可能性が非常に多くあるんです。それで全国展開ですからこのようにすごい豪雪だというのは余り知らないままぼんと来て、それが24時間やってくれて大変ありがたいということになってから、だめだと撤退されたら、本当に利用者、家族はもう路頭に迷ってしまうということがあります。そういう意味で、私は反対だし難

しいと思いますけれども、もしこれから先の策定委員会の策定状況の中で、それを導入せざるを得なくなり、そういうことになった場合、市としてのチェック機能というのを厳しくやっていただきたいというふうに思いますが、そこを策定委員会の中に当局としてそういう要望というものはできるものでしょうか。

○塩田勉 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 策定委員会のほうにそういった項目をしっかりと明記していくというふうなことができるかどうかということですが、当然ながら、部会の中では今議員ご指摘の心配する部分については、議論の中身として、すべてではございませんけれども、そういった把握はできております。そういったところの状況見ますと、議員もご指摘のとおり、ここは非常に豪雪であると、先ほど市長から答弁の中にあつたわけではありますが、事業者につきましては、介護報酬そのものが、包括的な介護報酬というようなことで、その中にはいわゆる除雪あるいは雪に対する経費などはほとんど含まれておらないわけがあります。当然ながら事業展開するに当たっては、私ども、保険者とのそれぞれ審査、それからそれ以前の事前協議等々のシステムが現在機能しているわけでございますので、大手あるいは中央のそういった実情がしっかり把握できていない事業者が参入するに当たっては、当然ながら当市の実情を踏まえて、それからニーズなども踏まえて事前協議に臨みたい、そしてしっかりとチェックしていくことは、策定委員会だけではなくて、保険者としての対応ができるものというふうな思いをしております。

そういったことで新規の事業参入に当たりますは、非常に採算性の問題が課題としてあるわけですが、事業の開始に当たっての私どものチェック機能については、従前どおりの事前協議の中でしっかり機能させていきたいというふうに思っております。

○塩田勉 議長 7番。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。とにかく入り口のところからきちっとチェックをしていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今までも市長のお答えにも出てきました、横手市の特徴、これは広い範囲と豪雪がまず主な特徴だと思うんです。この間の決算特別委員会の分科会におきましても、雪おろしとか雪寄せの福祉事業はなかなかうまくいかない。不用額が少しありましたね。今までどおりじゃなくて、もうひとつ工夫しなければいけないんじゃないかというような論議にはなりました。

そこを見ると結局、横手市でやらなくちゃいけない、そういう介護保険事業の一つの大きな壁になるのが、結局雪だと思うんです。これはドクターの訪問診療もそうですし、歯科医師さんもずっと月1回ずつ15年間も訪問診療してくださっているということ、私初めて知りまして、そういうドクター、ナース、それからデイ・サービスもそうですが、あと救急車もそうですよね、その通る障害にならないように道路をきちっと除雪をしてもらうのと、もう一つは、高齢者ひとり暮らしなり高齢者だけの今、雪おろし、雪寄せの事業というのは、福祉でやっているけれども、それをもう一つもっと中身を精査して、

例えば町内会に除雪機を貸すからそれをやりなさいというのがありましたけれども、そのやってくれる人がいなくなる、そういうような町内、集落もあります。ですから、ブルドーザーが来てくれた、山のように目の前にある間口除雪に対しても、もっときめ細かな雪対策をこれから予算化していただきたいと思うのですけれども、今まで以上に介護保険事業計画に伴っての雪対策、除雪対策というのはお考えでしょうか。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 この話は雪を例にとって申されましたけれども、雪に限らず、四季折々の生活上の困難さが、限界集落と言わないまでも、あちこち露見されているわけでありまして、そういうことで私も地域づくり協議会にお邪魔する中で、地域のきずなとか共助の関係を新たに見直す、つくり直す、新たな視点でできないかということの意見を、今求めているところであります。そういう中でトータルでやっぱり考えていかなければならないだろうと思います。それぐらい地域が、さまざまな地域における安全・安心を守るための力が落ちているというのは、これは覆いがたい事実でありまして、その象徴が冬の除排雪、間口除雪ということに集約されるのかなというふうに思っているところでございます。

これについては、しからば、市はどこまでやるのか、やれるのかというような話までいってしまいますと、あと残るところ市しかありませんので、これは相当苦しい話になります。市の財政上の根幹にかかわる話にもなってしまうので、もちろん簡単に結論の出る話でないわけですが、しかし従来のような議員が象徴的におっしゃった町内における3点セットの提供によってというようなことの発想から我々も抜け出さなければ、到底対応できない時代に入ったなということも承知いたしております、その辺についてはより具体的なアドバイスなり意見交換を市民の皆様とも、そして議会の皆様とも覚悟を持ってしていかなければならないだろうと、そんなふうに考えております。

○塩田勉 議長 7番。

○7番(立身万千子議員) やはり難しい問題ですけれども、何とかその共助を一生懸命やる手だてとして公助というのがあると思うんです。だからその部分で、どうかもうちちょっと踏み込んで考えていただきたいというふうに思います。

その共助の部分で質問したいのですけれども、結局、地域のきずなとなると、ここに社会福祉協議会と、行政、市との連携についてというテーマが出てくるんですが、実際その在宅介護支援センターは非常に社会福祉協議会が各地域で持ってくださいしていますね。そこで地域包括支援センター等の連携というのは、包括ができた時点でそういう項目はあったはずですが、これが本当に口だけじゃなくて非常に急がれるというのが、地域の社協に結集するとか町内会、集落の人々の近所づき合い、向こう三軒両隣、また私も言いましたけれども、そこでのつながりというかそれが希薄になっているけれども、でもそれをもう一度見直す必要が今非常に出てきたんじゃないかと思います。その見直すための手だてとしてバックアップ体制で社会福祉協議会、市があると思いますけれども、これも決算委員会でお話が出たと思いますが、今このごろ、高齢者住まい法が改正されて、サービス付の高齢者賃貸住宅なり高齢

者マンションなりというのができるようになった、だからミサワホームやパナホームあたりが今進出しているんだけど、何で改正されたかという、結局まだ介護認定されないうちに有料老人ホームなりそういうところを探して行きます、そしてそこでもどこ行ったかわからない、それから介護認定されてずっと、例えば秋田市や大館市がつの住みかになってしまうという方が少しずつ出てきています、横手市でも。そこで行方不明高齢者という、おとしあたりになり社会問題になりましたけれども、結局行き先不明の元市民なり現市民なり、そういう人たちがこれからは出てくるおそれがあるということで、これは全国的にそうですが、高齢者の実態把握というのを計画の中にぜひ盛り込んでもらいたいというのも参考人の正直、出ていたと思うんですが、そこはこれからの課題だというふうに委員会でもご答弁ありました。その一つの手だてとして6月議会で話になった災害時要援護者マップ、それからその高齢者の安心・安全リストがあると思うんです。それまだ横手市では進んでいないというか、途についたばかりだと、6月のときにそのように答弁あったと思います。それから2カ月、3カ月たった今の進捗状況をお願いします。

○塩田勉 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 私のほうから、進捗状況につきましては、今ちょうど1,600人ほどの災害時安心リストのリスト対象者といただきますか、いただきました。それを現在、地域局に確認をいただいているところであります。これは、もしかすると欠落している方がおらないのかどうか、落ちている方がいないのかどうか。もしそうした方々が安心リストに掲載されていないとすればぜひ地域局の皆さん方に働きかけをお願いしていこうと。

同じく民生児童委員の方々にも同様のものをお願いして、民生児童委員の方々把握できている方が実際に掲載されてあるのか、リストとして出ているのか、そういったことを現在お願いしているところであります。

あわせて、これらを整った時点で、これを具体的に要援護者のマップづくりにつなげていくわけですが、マップそのものは形としては残るわけですが、手前の部分、マップに仕上げるためのいろいろな情報が一番の、私どもにとっては重要なものと。それは生活実態であったりあるいは要援護者の方を支援して下さる方、そういった方々の情報であったりとか、マップをつくる前の段階のいわゆるプロセスが非常に大事だということで、その部分をデータベース化を図ろうということで予算措置をお願いしているものもあるわけでありまして。これらがデータベース化されることによって、要援護者の実態把握、そういったものが出てくるというふうに思っております。

この安心リストそのものが要介護者でない方も含まれてございますので、要介護者の方々については、既に要介護台帳と申しますか、そういったもので動きなどを把握できるわけでありましてけれども、要介護、要支援等の介護認定を受けていない方々が、今議員ご指摘のとおり、どこへ移動するのかというのが非常に大きな問題になるかということで、地域局、そして民生児童委員の方々との連携のもとで1本化された高齢者の実態、要援護者の実態把握をきちっと整理したもので、今後構築してまいりたいとい

うふうに思っているところであります。

○塩田勉 議長 7番。

○7番(立身万千子議員) これはぜひ、やっぱり災害はいつ起こるか分からないし、その災害時に使うためには、日常的な地域のつながりというのが必要だというのはもう言うまでもないことですから、どうかよろしくをお願いします。

最後に、これ横手市でできるのは何かというテーマなわけですから、今まで皆さんがつけていらっしゃるオレンジリング、私も2つぐらいもらいました。結局これは認知症のサポーター養成事業ということで国が一生懸命全国で展開しているということだと私は受けとめまして、いきいきサロンとか町内会とかというところに出向いてくださって、講義をしてくださっていただくんですけども、これはたしか三重県でしたか、小学生もお話を聞いて納得してわかったというので、これをもらったというようなふう組織をしていました。これはこれで私は意義はあると思います。

もう一つ、多分テレビをごらんになった方いらっしゃると思いますけれども、認知症をすぐ身近に、何とか穏やかにしてもらおうというのは、薬も今増えましたけれども、10秒間で手をなすタッチケアというのがありましたね。これ別にお金も要らないし、場所も要らないし、これ保育園や幼稚園の子供たちがじいちゃん、ばあちゃんにやっあってあげる、それもできます。ですから、ただ気持ちが伝わればいいんですね。そういう意味で、私は結局子育て支援課なり、あと教育委員会の生涯学習や学校教育というところのプログラムの一つ置いていただくということで、その地域包括ケアの土台ができる一助になるんじゃないかなというふうに思って見ました。

私の乏しい知識はそれぐらいなんです、ご専門の皆さんたちはいろんなノウハウを持っていらっしゃると思います。ですから、何も国からどんと提起されたものだけじゃなくて横手でできること、それも簡単にできることで地域包括ケアを浸透させていくという方法も考えても、それは簡単で楽しいことなんです。そういう意味で私は提案して終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○塩田勉 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を1時20分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時20分 再開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鈴木勝雄 議員

○塩田勉 議長 8番鈴木勝雄議員に発言を許可いたします。

8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 8番日本共産党、鈴木勝雄です。今日3日目の午後、私のために一般質問続行していただきまして、どうも皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。

それでは早速、要旨に基づいてご質問に入らせていただきます。

最初は農業施策の課題を問うということから、振興作物の拡大対策についてですが、今年の戸別所得補償制度対策の加入では、昨年を上回る促進を図っていることと思われま。その中で、特に振興作物及び重点作物の作付拡大等については、面積と品目の増減についてお答えください。

さらには、23年度農業戸別所得補償制度において重点作物等の所得交付金単価は昨年と同じなのか、それとも増減があるのか、変わっているとすれば、内容についてお答え願います。

また、今後も水田転作は続くと思われるので、堆肥等土づくりのための連作障害支援対策について当局のお考えをお願いいたします。

次に、振興作物等の作付拡大、多収を目指すということの中で、県事業としてもみ殻暗渠を推進していますが、その10アール当たりの工事代金、及び県の助成単価についてと、市における支援対策はどうなっているのか、また、現在までの申し込み件数及び面積についてお知らせください。

次に、マーケティングの取り組みですが、マーケティング課では6次産業ということから、新商品の開発や横手の特産物の発信ということから大変頑張っている様子ですが、私から見て、振興作物、重点作物等のマーケティングについては、JAと一体の活動が不足しているのではというように感じられます。道の駅を主体として仙台等の直売所の開設ということですが、私にはいま一つすっきり来ないところで次の質問をします。

私はJAとの連携で重点作物等の大口販売が大事だと思われまますが、マーケティングでは小口の商品、特産品の物産販売等に力を入れていると思われるので、これまでのマーケティングの活動内容についてお答え願います。

次に、ごみ処理統合施設について、このことに関しては、昨年の9月議会から私、毎定例会で質問をし、今回で5回目になりますが、いつも同じことですが、これまでの周辺住民への説明会、意見交換でお互いに理解を詰めることができるような内容になっているのか。また、所信説明の中でも書いておりますが、6月議会後の各集落説明会等での参加者意見交換の中での住民の要望はどうなっているのか。また反対者の声はどのような内容となっているのか。また、市長はこれまで集落、町内会等の説明会にどのくらい参加して、その説明会での住民との意見交換の中での感触についてのご所見をお聞かせください。

次に、ごみ処理統合施設整備検討委員会ですが、検討委員会にはどのような人たちが委員になっているのか、また、1回目の会合が開かれたようですけれども、委員会での討議の内容等についてお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の農業の政策課題を問うというお尋ねでございました。

その中の1点目でございますが、振興作物の拡大対策についてでございます。

平成23年度水田転作における野菜、花卉などの振興作物の作付状況でございますが、835ヘクタールと水田転作実施面積の15.7%を占めておりますが、前年度と比較いたしますと7ヘクタールの減少となっております。

作付面積が増加した作物としては枝豆、ネギなどがあり、枝豆日本一総合推進事業や良好な市場価格が面積の増加につながっているものと考えております。

一方、減少した作物にはスイカ、アスパラガスなどがあり、労働力不足や連作による収量の低下などが影響しているものと推測されます。

市では振興作物の作付拡大を図るため、産地収益力向上支援事業による作付支援のほか、農業者戸別所得補償制度の産地資金助成額に加え、市単独分としてスイカ、枝豆などの重点振興作物に10アール当たり4,000円、トマト、キュウリなどの振興作物に2,000円を上乗せ助成いたしており、それぞれ平成22年度を上回る助成水準となっております。今後も水田転作は継続される状況にあることから、市としては国・県による助成制度とあわせ、土づくり対策などを含めた支援策について、市農業再生協議会において検討してまいります。

また、転作作物の収量、品質の大幅な向上に向けた排水強化対策として、県が今年度より3年間、水田へのもみ殻補助暗渠整備の支援を行うことになりました。内容は事業費の3分の2以内で、10アール当たり1万7,000円を上限に補助するものであります。現在27件の申し込みをいただいているところでございます。

市といたしましても、地域の特性を生かした戦略作物や振興作物の生産拡大と農家所得の向上が期待できる施策であり、農家からも強い要望がありましたので追加支援を行うことにいたしました。支援額は事業費の6%、10アール当たり1,500円を上限としており、今議会に予算を計上しております。なお、現在の整備要望面積は約60ヘクタールとなっております。

この項の2つ目、マーケティングの取り組みについてのお尋ねがございました。

これまで農産品等の販路開拓、拡大につきましては、マーケティング推進課が主体となり、企業訪問、商談会や物産展などを実施しながら、市内外に対して売れる農産物振興に努めてまいりました。7月下旬にはおものがわ、ふるさと両JAの取引先であります大阪のスーパーにおいて、JAとタイアップした横手市物産フェアを実施、8月上旬には首都圏において、市場を通じた販売促進活動を実施しております。加えて、昨年度から取り組んでおります横手市直売所の設置事業では、今年6月に仙台市に直売所を設置し、現在は首都圏にもその取り組みを広げております。

これらについては、小口の出荷量ながらも、販路の開拓や拡大を図ることで、消費者ニーズに対応す

る作物の生産により、収益の向上が可能と考えられますので、今後も継続的に実施してまいりたいと思っております。

また、卸売市場から量販店への大口出荷に対する流通対策といたしましては、円滑な情報交換と産地育成が重要であり、卸売市場への訪問や物流コスト削減など、J Aと一体となった販売促進対策に取り組んでおります。

このような取り組みを通じて、生の情報収集に努め、スイカや枝豆などの重点振興作物の品質向上や販路拡大につながるよう、各関係機関や農業者に対し随時その内容をフィードバックしながら、生産と販売が一体となった取り組みを実施してまいります。

いずれにいたしましても、商品出荷量の大小にかかわらず、現在実施しております販路開拓、拡大を目指した各事業が、市内全農業者に対して実効性のある取り組みとなるように、今後ともJ Aと共通認識を持ちながら連携を深め、売れる仕組みづくりを推進してまいります。

大きな2つ目のごみ処理統合施設整備についてのお尋ねがございました。この施設の地元町内会との意見交換会についてのご質問であります。

所信説明の繰り返しとはなりますが、6月定例議会後は、7月26日に新町町内、8月8日に中野団地と赤谷地住宅町内、8月11日に中里町内でそれぞれ開催し、現在行っております生活環境影響調査などの進捗状況についてご説明した後、搬入ルートや余熱利用、周辺環境整備といった特定のテーマを中心にご意見をお伺いしながら進めてまいりました。

新町町内では11人の出席をいただき、施設周辺の環境整備については地元にもメリットのあるものにしてほしいといったことや、集落内道路の整備、国道13号美砂古交差点の改良などについてご意見、ご要望をいただきました。

中野団地町内と赤谷地住宅町内は、会場の都合もあり、合同での開催となりましたが、合わせて25人の出席をいただき、ダイオキシン類の人体に与える影響や風評被害を懸念するご意見などがありました。

中里町内では、お盆前の大変お忙し時期の開催となったことも影響したためか、町内会長さんを初め2人の出席となってしまいました。ごみ処理統合施設の余熱を利用した企業誘致など、雇用の場の確保についてのご意見や、集落内の道路や側溝整備についてのご要望がございました。

なお、当日出席できなかった方々にも意見交換の内容をお知らせするため、回覧文書を作成してお届けいたしております。

現在、2巡目の意見交換会を開催しておりますが、私自身、日程の調整がつかなかった1回を除き、これまで11回出席し、市民の皆様にご直接お願いしてまいりました。その中で、新しいごみ処理統合施設の必要性についてはご理解をいただいていると感じており、今後さらに各町内と調整を図りながら、意見交換会を実施してまいります。

次に、ごみ処理統合施設整備検討委員会についてでございますが、8月4日に第1回目の委員会を開催しております。また委員には、学識経験者として秋田県立大学教授、ごみ処理施設に技術的な知見を有

する方として、社団法人全国都市清掃会議と協同組合横手環境協議会から各1人、市民で構成する各団体の代表者としてさかえ市民会議から議長ほか2人、横手市連合婦人会、横手商工会議所、横手市商工会から各1人、環境保全活動に携わる方として、市内8地域の環境美化推進委員や環境監視員など計25人をお願いしております。

当日の委員会では、会長に横手市環境保全審議会会長の佐川君子氏が委員の互選により選任された後、今後のスケジュールや会議の公表について協議を行い、次回以降、会議や関係資料を公表していくことなどが決定されたところであります。

また、第2回目の委員会では、8月29日に大仙市と秋田市のごみ処理施設の視察を行っており、次回9月13日からの委員会では、具体的に環境保全基準や施設の廃棄、余熱利用などについて検討を重ねていただくこととしております。

以上であります。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） どうもありがとうございます。

2点目のごみ処理統合施設整備についてから再質問をさせていただきます。

ただいま市長の答弁のとおり、このごみ処理統合施設整備については、市民全体が必要な施設であるということは認識しておりますけれども、この最初からの、9月からの出し方が悪い。また、12月には6,000名からの署名の陳情が上げられましたけれども、議会では合併特例債がどう、また何よりもまず必要な施設だからというようなことでその陳情を否決しました。その後も3月、6月と陳情は出されておりますけれども、議会で審議に値しないというようなことで、一切かわってきておりません。

そういう中でも、この候補地としての赤谷地栄地区がいろいろと取りざたされ、また、調査もまだといても、あと12月でほぼ調査が終わって、今度候補地から予定地に変える、変わるというようなことだと思いますので、スケジュール的にも全くあと三月、四月の勝負だと思っております。

必要な施設であるにしても、こういうふうに住民が根強く反対等をしており、また、集落、町内での説明会でも、参加人数を見ても集落の半分にも満たない人数しか参加しておらない。参加しない人がいるからというので、その内容を回覧板にして回しておるということですが、私は周辺住民の理解を得るためには、やはり6,000人からの署名が出た陳情ですので、ここで候補地である間に栄地区の皆様方にアンケートをとってみてはというようなことです。

やはり、いろいろの思いの中で、賛成の人が出席しているか、反対が出席しているかよくわかりませんが、やはりこの人数から見て、周辺住民の気持ちは今、観衆どうなっているのか、必要な施設だというのは反対の方も十分承知していると思っておりますけれども、いま一度アンケート等をやってみるといような考えがあるのかないのか、お聞かせ願います。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 昨年9月にごみ処理統合施設建設候補地を決定して以降、これまで全体説明会や

町内会説明会など、計49回開催いたしまして、延べ1,095人のご参加をいただき説明申し上げ、また、ごみ処理統合施設整備事業についてのお知らせを発行しながら、全市民にご理解とご協力をお願いしてまいった次第であります。

当初の説明会では、地元に対する説明のプロセスや健康被害、風評被害等を心配するものがほとんどでありましたが、説明会等を重ねる中で、統合施設の必要性に対して理解を示してくださる方や、施設建設とあわせて、環境整備や雇用対策など栄地区が活性化していく方策を進めてほしいといった前向きなお話もいただけるようになってまいりました。

議員のおっしゃるとおり、市民の声を広くお伺いするという事は、行政運営の責任者としては欠くことのできないものであります。私としては昨年12月から実施しております生活環境影響調査の結果が出る12月中に地区全体の意見交換会を開催し、その後も各町内会の皆様との意見交換会を開催することで、栄地区の皆様のお声を直接お伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 最初と違って、やはり市長の言葉にもありましたとおり、要望等も出てきて、大変、雰囲気としては和やかになってきているというようなことは、私も感じます。でも、6,000人の署名をやはり議会でも痛しかゆしの中で不採択にした後、今後、このごみ処理統合施設は必ず必要な施設ですけれども、今の候補地が予定地に、調査が終わって変わるの、いつの時期なのか。今年度いっぱいまで予定地としての事業に入るのか、それとも候補地のままでいるのはいつごろまでと見ておられますか。それによって住民との協議の場もまた違ってくるとお思いますので、予定地としての事業推進に入るのはいつごろになるか、いま一度お知らせください。

○塩田勉 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 候補地が建設予定地になるのはいつごろかというお尋ねでございましたけれども、ご案内のように今、生活環境影響調査を実施しております。それが終了するのが11月いっぱいという形になってございます。その環境影響調査の状況を見まして、12月の段階では予定地にするという判断をする時期かなというふうにご考えてございます。それで一定の環境影響調査の出た時点で、候補地から予定地への判断をしながら、その段階で、また地区全体の説明会等々を進めていくという形になろうかというふうにご考えてございます。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 私が言いたいのは、候補地の間に住民の協議等を整えて、調査が終わって住民との協議を調べた後で予定地にするという事でなければ、予定地としてから住民と協議をしても、どうにもならないと思っております。やはり、予定地の前に候補地の段階で協議が調うというような手法が大事だと思いますので、その辺のところ、11月で終わって12月に予定地にして、それから周辺住民と協議に入っていくと、それで協議が調わなくても建設予定地だからというので事業推進に入るというのは、少し地域住民に対して逆なですのではないかとおられるので、いま一度お答え願ひします。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもが候補地という名称を使っているのは、これはあくまでも法律上の壁をクリアするためのそのプロセスの中で、候補地というふうな言い方をせざるを得ないということでございまして、我々はその地に建設すべきというふうに思っていることは変わってございませぬ。それが法的に可能となる、建設予定地と我々が言えるようになるのが12月であると、こういうことだけの話でありまして、これからも住民の皆さんに、その説明なかなか理解していただけないところもございまして、ちょっと苦しいところもあるんですけども、しかしそれは法律上の話でありまして、実態的には我々はその地に建設をしたい、すべき、しなければならないということを今までも言ってまいりました。これからもそのように伝えてまいります。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） ごみ処理統合施設整備については十分理解しておりますし、必ず当市では必要な施設であるというのはすべての皆さんが認識しているところですので、何とか地元の方々との協議が調うような方策を考えながら進めてくださるようお願いして、次の質問に入ります。

農業問題ですけれども、いわゆる産地収益力重点作物の支援対策ということで、まず最初に、この戸別所得補償の交付金を重点作物、振興作物にかさ上げを4,000円、2,000円にしてくれたことに対しては、心からお礼を申し上げたいと思います。

ところが、この産地収益力向上支援事業による助成のところですけども、いろいろ物を見てみると、6月にもちょっと申しましたけれども、いわゆるミニカリフラワー苗購入2分の1、ネギも苗購入2分の1、皮むき器2分の1、アスパラの新植、改植は当然だと思いますけれども、スイカのトンネル栽培に使用する資材の購入費用の3分の1とか、花卉では電照菊だけがこういうふうに、ばらばらの産地収益力支援事業ではこういうふうになっておりますけれども、これはどうしてこういうふうなばらつきにしたのか、もしご答弁できるのであればお願いします。

○塩田勉 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今年の振興作物の助成につきましては、国のきめ細かな臨時交付金事業が財源となってございます。というような関係で、例年にも増して個々の作物について、今は前年度までなかなか手の行き届かなかった部分まできめ細かに対応したということで、個々の作物に対する助成が今年に限りですけれども、来年度財源等確保できておりませぬので、今年はできたというようなことで考えてございます。

以上です。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 個々にきめ細の事業で対応したということですけども、こういう重点作物なら重点作物一からげにして堆肥の投入に対して5分の1を支援するとか、こういうばらつきだけで、下のほうにはホップに堆肥購入費用の3分の1とか、枝豆に関しては何にもない、そしてほかの作物の

スパラ、ネギ、ハウレンソウ等でも、夢プランで導入費用の3分の1、プラス内容による加算3分の1までを支援しますというように、3分の1が2段になっておりますけれども、そして枝豆は県の夢プランだけの対策と。

横手の施策として、重点作物は重点作物すべてに一律のそういうふうな支援ができなかったのはどうしてなのか、今でも不思議でなりません。その辺はどうしてなのか。いま一度きめ細事業でもどういうことで片方はホップは枝豆のバックアップ対策事業として3分の1、堆肥をやる、枝豆は日本一を目指しても何もきめ細でもやらないというのは、どういうことからこういうふうになっているのですか。

○塩田勉 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今年度の枝豆に関する助成といたしましては、保冷库等の設備に助成が入っているというようなことをございまして、各品目についてきめ細かに対応して、ほかの事業で対応できるものがある場合については、今回きめ細かな事業からは外れてございますというようなことかと思えます。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員）それが重点作物でなくても予冷库でも機械でも、夢プランはすべての事業に使えるというのが夢プラン事業です。関連機でもほかの重点作物であっても使えます。枝豆の予冷库使える、キュウリでも予冷库は使える、ほかのアスパラでも何でも予冷库買うときは全部同じように夢プランでは補助になります。何でそういうふうに枝豆は特異というように離すのか。日本一を目指してなお推進しなければならない。やっぱり産地収益力アップ事業でも5%を目指して品目の拡大というのを大々的にうたって、今年の振興作物等の転作作物でも、枝豆とネギは増加しているけれども、スイカとアスパラは減少しているというような中で、なぜそういうふうに伸びるものを摘むような施策に持っていくのか、この辺のところ、いま一度お願いしたいと思えます。

○塩田勉 議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 今年度の重点振興作物、また他の普通の振興作物の助成額につきましては、昨年度振興作物につきましては、2万2,500円の助成金から今年は2万8,000円までと、5,500円の増加がございました。それから。

【「それはいい」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 答弁続けてください。

【「聞きたいことに答えていない」と呼ぶ者あり】

○遠藤久志 産業経済部長 すみません、最後まで話させていただきます。

昨年度枝豆につきましては、保冷库等の設備が少なかったということで品質の低下等がありまして、なかなか価格維持ができなかったと伺ってございます。そういうような意味で、今年度は保冷库等に重点的に、県の補助でありますけれども、重点的に枝豆をやったというようなことで考えてございます。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） そのことについては先ほど言ったとおり、予冷庫はすべての作物で対象になります。枝豆だけでなく、枝豆だけが特例としてそれは県の対策にもないし、横手市の産地収益力向上支援事業による支援で、どうしてこういうふうになっているのかというので非常に疑問があるから聞いているので、先ほど言った4,000円と2,000円というのは、これは戸別所得補償の中での支援対策なので、区別してもらわないと話になりません。もう少しきちっとした回答をしてほしいと思います。

やはり重点作物なら重点作物で、戸別所得補償でも一律に重点作物は4,000円、振興作物は2,000円というようになっておりますし、また、この産地収益力向上支援事業では、こういうようにすべての作物にばらつきがある。すべての作物が同じような産地収益力と品目の拡大をねらうならば、やはり全体的に土づくり、連作障害に合わせて堆肥を全部投入するとか、堆肥を入れるのがホップだけ3分の1の補助とか、おかしいと思わないか、これ、政策的に。枝豆は県のそれがあるからというので、産地収益力向上対策ではきめ細で一銭も使わないというのは、それが同じ重点作物として成り立つのかどうか、いま一度答弁願います。

○塩田勉 議長 今、ちょっと資料見えていますので。

暫時休憩いたします。

再開を2時5分といたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時05分 再開

○塩田勉 議長 再開いたします。

産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 大変答弁が遅れまして申しわけございませんです。

枝豆に関する補助でございますけれども、枝豆の導入費12分の5の補助でございますけれども、これは県の補助が3分の1、そのほかに市がかさ上げをして、この部分については市はかさ上げ部分で対応しているということでございます。予冷庫につきましても、全体で12分の7と3分の1以上につきましては、市が単独でかさ上げをして補助をしているということでございます。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 枝豆にはそういうかさ上げの補助というのはどのくらい機械に対してしているのか、12分の5以上に。

それと、その上にはあきたを元気に農業夢プラン実現事業ということで、アスパラからスイカとみんな入っておりますけれども、導入費用の3分の1プラス、内容による加算3分の1までを支援しますということは、枝豆の支援がどこまでしているのか、12分の5、片方は3分の1、内容による加算はさらに3分の1というように書いたものでありますけれども、すると、枝豆のほうはどこまで行ってもかさ上げは少ないと。このかさ上げは別にどうってことないんだ、俺は。夢プランの対応に3分の1、3

分の1という内容も、これはどういうことでこれ3分の1、3分の1のかさ上げになっておるのか。これひとつお聞かせください。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 平成22年度に担当した者として若干お答え申し上げますが、今ちょっと手元に細かい数字がないのですが、考え方について、当時の背景も含めてお話し申し上げたいと思います。

まずは、産地収益力向上支援事業について具現化しようということで、JAさんといろいろお話し合いをいたしました。その中で、やはり22年度までの作物と、それからこれから伸ばそうという作物の協議をいたしまして、最終的には今お手元にあるような形でJAさん、あるいは協議会の中で、協議会については各団体長が入っていますので、話し合いをして伸ばそうということにしました。

先ほど来、市のかさ上げという部分、あるいは県の3分の1助成という話がございますが、いずれ夢プランにつきましては、県総体の枠がございまして、手を挙げると、それがすべて該当になるというものではございません。ですから、枝豆については枝豆という日本一にしようといういわゆる特別枠を設けて、県なり市が対応すると、そういうことでございますので、ですから枝豆に特化した支援であるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） おおよそのことは大体見当がつかますけれども、やはり枝豆は日本一を目指す拡大事業としては、最も今は重要品目の中でも重要品目というように位置づけるのが当然だと思っておりますし、この産地収益力向上対策の中でも、こういうふうには苗だとかなんとかということではなく、やはり畑地にして、特に枝豆等については連作障害が物すごく早く出るというようなことから、重点作物全体にわたって、先ほど堆肥については農業再生協議会で検討するということですが、検討では私は大めだと思えます。やはり振興作物、重点作物がなお、こういうように右肩上がりになっていくためには、その土づくりが第一ですので、また市でも大雄でスーパーコンをつくっておりますし、それに対する助成をいま一度考えて、来年度からぜひ、4分の1になるか5分の1になるか、今年ホップにやった3分の1にはならないと思いますので、堆肥使って3分の1、4分の1、4分の1を補助してもまだ一反歩は1万円も出さなければならないので、補助をするといっても全部入れるかという、なかなか毎年入れるということもできないと思いますし、その辺のところ、ひとつ検討して、今後の来年度のためにひとつ役立てたいと思っておりますけれども、その辺についての考え、市長にひとつお願いします。振興作物拡大と産地収益力が5%アップ事業ということでもありますので、その辺のところの考え、何とかしたいという気持ちをお聞かせください。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもの立てた政策の、何ていいますか、県の政策も含めた整合性について説明し切れなかったということは、申しわけなく思っている次第でございますが、それもこれもひっくるめて、

県の枝豆振興というにしきの御旗のもと、市町村がそれぞれ頑張るといふ政策の問題でございますので、ご指摘された部分は耳を傾けることはやぶさかでございますけれども、これは私どもの22年度に立てた23年度計画だということでご理解いただかねばならないのかなと思います。

23年度については、今年の動きを見て枝豆日本一について県がどういうふうにもた考えるのか、つくればいいというものではないと私は思うんですよ。売れなきゃしょうがない、市場での評価どうなのか、私が一番心配しているのはそこなんです。これは私、市場に出かけていますのでよくわかりますので、ですから、ライバルとどういうふうな差別化図るかとか、そういうことが見えない限りは、ただつくれつくただけではいかんと思っておりますので、県の枝豆担当とよく話をしながら、横手市がどんな仕掛けをしたら県の枝豆日本一に販売も含めて到達できるかよく考えて、来年の施策に向けて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 枝豆の件というわけではなく、重点作物全体にわたって土づくり、連作障害のための堆肥を、市でスーパーコンはもうやっているの、堆肥投入についての助成支援対策については最初で最後になるかも、市長に言わせるのはそのところ、スーパーコンもやっぱり売って、売らなければならぬし、助成を、何とか支援対策を考えるようお願いしたいので、そういう心があるのかないのかお聞かせください。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 一つの例として枝豆のこと言ってしまうけれども、決してそれだけではないわけでございますので、今議員がご紹介あったようなもろもろの地域の資源を生かし切る政策というのを総動員しなければいけないと思っておりますので、こういう放射能汚染の問題で、ほかの産地が大変難儀している中で、我々はどんな供給責任を果たすのかとか、品質をどれだけ上げていって市場でしっかり評価される作物をつくっていくかというような根本の問題は、まだまだずっと先を見据えてやらなければいけないと思っております。そういう意味で、今示唆に富んだご意見をちょうだいしたと思っておりますので、来年に向けて検討してまいります。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 検討していくという話が出ましたので、次にマーケティングのほうに移りたいと思います。

私、やはり農協と一体、連携ということでよくお互いに言葉は出ますけれども、やはり農協は生産者から集めて市場まで、市場から量販店に行って、量販店、消費者ニーズをとらえるのが市のマーケティング課の仕事だ。物産展でも同じで、なかなか農協ではそこまでの費用は出ないというふうなこともありますので、その辺のところの連携がうまくいっているのか。先ほど枝豆について市長が市場のことも言いましたが、私も市場には毎年行っていますし、市場でどこの量販店に行っているのかとい

うのは、そこまでは私たちは農協へ行っても話しませんので、市とマーケティングでは、その市場から量販店は、どういう量販店で、この品目はどういう量販店に流れているのか、量販店の消費者ニーズをとらえての先ほどのお話だと思いますので、その辺はそういうふうなマーケティングの、今年の結果、経営はどうなっているのかお聞かせください。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 もちろん私どもの担当も、横手市産の農産品が市場を経由して最終的にはどういうお店、スーパーも含めてありますが、行っているかというのは、すべて把握しているわけではございません。JAと一緒に動くときは、JAが特に推進したい作物、そしてあるいは販売する拠点を選りながら一緒に活動している、販売キャンペーンをしているわけございます。

そういう中で、やっぱり先ほど最初の答弁で申し上げましたけれども、消費者の生の声、市場の声だけじゃなくて、最終販売時点での生の声がやっぱり一番重要かなと思っておりまして、それがやっぱり店頭と並んでいない状況だと、これは非常にまずいと、それはなぜなのかと、品質のせいなのか、あるいは量のせいなのか、あるいは売り込みの力が弱かったのかというふうなことのやっぱり我々もJAと一緒に分析をして、その上で生産のあり方にフィードバックしなければいけないというような思いを持っています。そこら辺の話は少し不足だったなあという反省はいたしておりますので、これから来年に向けてというわけでもありませんが、JAと最終的には営農指導に戻るような話をぜひしたいと。販売から入ってJA自体として販売は全農にゆだねている部分が過半でありますので、その辺の検討もやっぱりしていただかなければいけないだろうと思います。市が全部代行することも当然できないわけでございますので、市ができる分野とJAに一生懸命頑張ってもらう分野、その辺できるだけあいまいなところをなくして取り組むような努力を、これからJAとしてまいりたいと思います。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 話としてはそういうことだと思いますけれども、やはり市場に行っても、市場ではやっぱりふるさとのものは欲しいということは、どこの市場でも言います。ロットが少ないということは。売れるか売れないかわからないというような先ほどの話とは全然違って、今の倍よこしても、これくらいあれば、ここの量販店にやれるからとかいう話はいつも聞きます。

それで量販店のニーズから消費者ニーズにしますと、量販店でも、スーパーに並べてもふるさとでは名前をつけて枝豆出しておりますので、だれそのやつ今日来ているかと探してまで買う人もいるというような、そういう消費者ニーズも変わってきているというように私は聞いております。

そういう中で、売れるか売れないかわからないものというような先ほどの言い回しで、県に聞かなければならないというお言葉でしたけれども、枝豆については、秋田県枝豆日本一を目指すといっても、ふるさとだけは秋田県の統一段ボール、統一のものを使わないでふるさとブランドとして出しておりますし、市場の評価も非常に高く、やはり秋田の枝豆といっても、ふるさとの枝豆でなければだめだというような市場関係者の声もすべてそういう声で、うちのほうにも出してくれとか、もっと増やしてくれ

というような、たくさん今年も聞いてきました。

そういうところのマーケティングが全然なかったのか、先ほどの市長の話では、ちょっと理解できなかったので、売れるか売れないか県に聞かなければわからないというようなことでは、何も調査はしていないのではなかったのかと思われまして、その辺のところはどうなっていますか。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私が先ほど、枝豆について県に聞かなければならないと申し上げたのは、23年度、今年度がどういう実績で推移してどういう問題があったのかということを知りたいということでございます。来年にそれを何とか生かしていきたい、こういうことでございます。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 私、先ほどから言いたいことは、やはり農協は市場までの出荷で、市場から量販店に行くのはやはりマーケティング課で、物産展も含めてやってほしいというのは、小口のものからやはり新商品、特産物もそういう市場から量販店への流れ、商店への流れをマーケティングして、そういう小口のものをそういうところに独自に行くよりも、ふるさとのものが、この品目はここの量販店に行っているからというようなものを把握しながら、小口のものを売るというので、どうも6月、9月もそうですけれども、道の駅を拠点とした仙台圏、東京圏のマーケティング、直売所とっておりますけれども、6月から開設した仙台の商店の品目と売り上げはどのくらいになっておりますか。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 そのことに答える前に、ちょっと私と相当意見が違うというのが1点わかりました。

議員は、農協は生産をし市場に出すまでが仕事で、その先はマーケティング推進課だというような言い方をされましたけれども、それは私は違うと思います。それはあくまでも農協が全農との連動、連携の中でやるのが責任を持たなきゃいけないことだと思います。私どもは販売責任を負う組織ではありません。支援をする立場にはあります。そのために全力を挙げてさまざまなことをしています。足りない部分はあるにせよ、私どもの立場はそうだと思いますので、その辺どうでしょうか。

○塩田勉 議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 私、その辺も十分理解しております、いわゆる6次産業ということ念頭に置いてマーケティングを始めたということは、すべてを網羅してやってくれるのがマーケティング課、やはり行政の仕事だろうというように私は理解しております。

やはり生産者は農協に出す、農協は市場に出す、その後の売り込みはやはり市場任せというのがこれまでの現状ですし、マーケティング課ができて、やはりそういう流れを見て、量販店ではこういうニーズがある、ここの消費地ではこういうニーズがあるというものを農協のほうへ連携して、この品目ではこういうものが売れるからとか、そういうのを営農のほうへ農協へ持ってきて営農で生産者がそれをつくる、そういうふうに私は考えております。

そこが農協との連携で、やはり市では6次産業というものをきっちり打ち出している以上は、それは

すべてやらなければならないし、生産者はものをつくっても自分で売ることができないから農協に出すんです。農協もロットが大きいから市場に任せる、経済連を通して市場に任せる、市場から先は市場のエリアですけれども、マーケティングのほうでその量販店等を見ていくというのが大事だと思いますので、答弁も要らないし、終わります。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 答弁ではありません。

勘違い、もしかしてされているとまずいと思うんですが、6次産業化というのを国も県の市も一生懸命やっていますけれども、それは付加価値をつけて農業の周辺に大きな雇用を生み出そうということでございます。でも、それを売るのは市役所ではありません。マーケティング推進課は市役所の組織であります。農協の下部組織ではありません。したがってぜひ全農に頑張ってください、そして農協との連動を我々は最高に支援したいということでございますので、答弁ではありません。

以上であります。

○塩田勉 議長 これで、本日の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

再開時間を2時40分といたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時40分 再開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第57号の上程、説明、質疑

○塩田勉 議長 日程第2、報告第57号専決処分の報告について報告を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました報告第57号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページでございます。

地方自治法の規定により、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたのでご報告するものでございます。

内容について申し上げますので、2ページのほうお願いいたします。

事故の発生日時でございますが、平成23年6月26日曜日午後6時ごろでございます。

事故の発生場所は、横手市大屋寺内字漆原27番地の1地内、市道横手平鹿増田線でございます。通称アップルロードと呼ばれている道路でございます。

被害者につきましては記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、被害者が事故発生場所を走行中、市道上のくぼみ、大きさが縦80センチ、横50センチ、深さが深いところで10センチほどのくぼみでございますが、このくぼみに車両の右前輪部及び後輪部を逸脱させ、ホイール2本を損傷させたものでございます。

損害賠償額は3万5,100円でございます。

事故の過失割合は50%、賠償額につきましては、全国市有物件災害共済の道路賠償保険で対応してございます。道路管理者として管理に不行き届きがございましたことにつきましておわび申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

よろしくお願ひ申し上げます。

○塩田勉 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

18番。

○18番（齋藤光司議員） 今回の場合、過失割合50対50。これ前回こういう形の中であったときは100ゼロでした。あそこの卸団地でしたね。それ、今から5年かそこら前だと思います。だから、そういう部分の中で必ず例えば道路でも何でも、我々の管理が甘いか何かでなくて、穴ってあくわけですね、アスファルトでも何でも。そういうときに、例えばそこに落ちて、あるいはどうしようもない部分はあるかもしれないけれども、くぼ地とか何でもだけれども、そういうふうには何かあったときには、こういう形で市が賠償に応じなければならないのかどうかという部分の、その判断ですよ。

それが知らないでだと思ふんですけれども、正直、くぼみがあればスピードを落とすなり何なり、だから今回は5対5だと思ふんですけれども、そういう部分について明確に教えてもらいたい、逆にですね。ケース・バイ・ケースだろうと言いながらも、何かあったときには、例えば免責率の関係の中で市が必ず賠償しなければいけないのか。だから横手市合併になってから初めてこういうのが出てきたし、我々がもっと小さい町でいたときは、くぼ地に落として穴に何かあつて賠償するなんてこと全然なかったもので、そこの部分をしっかり教えてもらえますか。

○塩田勉 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 これは道路賠償保険でございますけれども、数年前にあった融雪時の道路上のくぼみに車輪がはまったという場合で、たしか100ゼロが1件あったというような、まずそういう。この件と、それから今9月の議案で出しました件につきましては、穴の大きさ、深さ等でまず5対5ということでございますけれども、まずその辺もケース・バイ・ケースで、今回の場合も本人のほうとしてはまず道路管理が悪いのであろうということで、やはり本人との協議を行っております。そういう中で、責任割合をまず話し合いの中で、穴の深さとそれから何日ぐらいでその穴の深さまでなったかというのはなかなかわからないのですけれども、1日か2日で多分深くなっていたものと思ふんですけれども、そうした場合に、やはりケース・バイ・ケースでどのぐらいの穴の大きさであればかなり道路管理者としての過失が大きいとかどうかというのは明確な基準はございませんので、やはり現在のところはケース・バイ・ケースでそういう訴えがあったときに相手方と交渉するということになるかと思ふます。

以上であります。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 今の答弁ではある程度防ぎようがないと、訴えられたときにはある程度その責任は逃れられないと。じゃあ、予防として、保険側でなくてシステムとしてつくればいいという思いの中では、例えば役所に来ているわけですね、市の職員が。市の職員が必ず来ているわけです。必ずその現場も含めてそれ通らないで来るよりも、主要道路で通るほうが多いと思います、市道でも何でも。そのときに何かあったら報告させるようなやり方させないと、何かあったらすぐ例えば今みたいな保険で対応していくという形だったら、保険は今みたいに団体からおりてくるからいいのではなくて、どうも何か私からすれば、これくらいの距離のある市道を本当に何も見ないでということの中でなくて、やっぱりみんなして、建設部だけでなく、みんなで見ながら異常があったら報告するというシステムをどうしてもつくるべきだろうと。どうかひとつそこあたり何か一言。

○塩田勉 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 確かにおっしゃいますように、今回のこの事故の際も、緊急パトロール等も実施してございますが、やはり議員おっしゃいますように、市道の延長2,300キロ、400キロございます。これらすべてを回り切るためにはやはり大変な日数がかかるわけですし、そういった点で今回も市の職員からの情報提供、またFM等でもその情報提供につきましてお願いを申し上げてございますが、やはりさらにそれをより実効性を高めるためには、そういう職員の通勤時での異常箇所の報告をお願いするというのは、一つの方法だというふうに考えております。ぜひそういった取り組みを進めていきたいと思っております。

○塩田勉 議長 ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第57号の報告を終わります。

◎報告第58号の上程、説明、質疑

○塩田勉 議長 日程第3、報告第58号平成22年度横手市財政健全化判断比率の報告について、報告を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました報告第58号平成22年度横手市財政健全化判断比率の報告についてご報告いたします。

それでは、議案書の3ページをごらんください。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、財政健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率でございますが、一般会計ほか2会計から成る普通会計及

び国民健康保険特別会計など14の公営事業会計につきまして、すべて黒字決算でございますので、該当数値はございません。

次に、実質公債費比率でございますが、平成20年度から平成22年度までの3カ年の平均で16.1となっております。昨年度の17.5と比較して1.4ポイントの低下となっております。これは旧市町村や旧広域市町村圏から引き継いだ起債償還のピークが過ぎてきたこと、平成21年度まで起債発行額を極力抑制してきたことによる元利償還金の減少、並びに地方交付税の増額から標準財政規模が増額したことなどによるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、79.5と、昨年度の97.3と比較して17.8ポイントの低下でございます。これは市債の残高については平成22年度末から増加に転じているものの、地方交付税の公債費償還財源の増額、充当可能基金の増額、並びに標準財政規模が増額していることなどによるものでございます。

以上、ご報告いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○塩田勉 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第58号の報告を終わります。

◎報告第59号の上程、説明、質疑

○塩田勉 議長 日程第4、報告第59号平成22年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について報告を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました報告第59号平成22年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告についてご説明いたします。

議案書の4ページでございます。

本件につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会に報告し、公表するものでございます。

公営企業会計6会計のうち、市営温泉施設特別会計など4会計につきましては、いずれも黒字決算でございますので、資金収支不足は発生しておりません。

また、地方公営企業法を適用しております病院事業会計並びに水道事業会計におきましては、いずれも流動資産が流動負債を大きく上回っておりまして、資金収支不足は発生しておりません。

以上、ご報告いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○塩田勉 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第59号の報告を終わります。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、委員会付託

○塩田勉 議長 日程第5、議案第121号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第121号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

追加議案書の5ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事請負契約の締結の中身でございますが、工事名、大和更生園増築・改築工事（建築）。工事場所、横手市大雄八柏谷地66番地地内。契約の方法でございますが、指名競争入札。契約金額は3億366万円となっております。契約の相手方でございますが、横手市前郷二番町7番13号、横手・伊藤大和更生園増築改修工事（建築）特定建設工事共同企業体、代表者横手建設株式会社、代表取締役武茂広行氏となっております。

工事の概要でございますが、施設の老朽化に伴いまして改修・改築を行うとともに、平成24年度から障害者自立支援法の新しいサービスに移行するための居住並びに施設の環境整備を行おうとするものでございまして、施設の改修、増築並びに厨房、食堂の改修、それからユーホップハウスの作業場の増築などが予定されているものでございます。

工事期間は、平成23年9月1日から平成24年3月23日となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○塩田勉 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、委員会付託

○塩田勉 議長 日程第6、議案第122号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 ただいま議題となりました議案第122号財産の取得についてご説明申し上げます。

追加議案の6ページをお開き、お願いいたします。

本案は、平成24年4月に雄物川中学校、大森中学校、大雄中学校が統合し、横手明峰中学校が開校す

ることに伴い、遠距離通学となる生徒の通学負担軽減のため、スクールバスを購入しようとするものであり、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は及び処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

購入するスクールバスであります。名称は横手明峰中学校スクールバス、中型バス5台、契約方法は、指名競争入札であります。購入金額は5,926万950円で、購入の相手方は、横手市増田町増田字一本柳西12番地の14、有限会社佐藤自動車整備工場、代表取締役佐藤六郎氏であります。

指名業者数は16社、落札率は73.6%であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○塩田勉 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎請願、陳情委員会付託

○塩田勉 議長 日程第7、請願、陳情の委員会付託であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○塩田勉 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明9月10日から9月21日まで12日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明9月10日から9月21日まで12日間休会することに決定いたしました。

9月22日は一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○塩田勉 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時58分 散会